

内閣委員会議録 第二十六号

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君

理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公昭君

大森 玉木君 加藤常太郎君

金子 一平君 島村 一郎君

高橋 等君 辻 寛一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

緒方 孝男君 田口 誠治君

西村 関一君 堀 昌雄君

受田 新吉君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

出席府委員

大蔵事務官 佐藤 一郎君

(大蔵官房長)

大蔵事務官 宮川新一郎君

(主計局給与課長)

大蔵事務官 平井 勉郎君

(大蔵事務官)

大蔵事務官 稲益 繁君

(大蔵事務官)

大蔵事務官 福田 久男君

(大蔵事務官)

大蔵事務官 有吉 正君

(大蔵事務官)

大蔵事務官 佐竹 浩君

(大蔵事務官)

大蔵事務官 中込 達雄君

(大蔵事務官)

大蔵事務官 中込 達雄君

大蔵事務官 竹村 忠一君
(造幣局長) 加藤 重喜君
専門員 加藤 重喜君

四月十三日

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として堀昌雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

きな問題になりつつあるので、理財局に証券部を設けて、「明確なる責任体制のもとに合理的かつ強力な証券行政の運営をはかり、もって広範な投資者の保護の徹底と証券市場の育成の万全を期するものであります。」というふうに述べられておられるわけであり、けれども、こういうことをおやりになるについては、証券行政全般に対する今後の方針といえますか、何か一つの大蔵省としての基本方針があらうかと思ひますので、その基本方針についてお伺いをいたします。

○水田國務大臣 これはもうたびたび大蔵委員会でお答えしている通りでございますが、証券市場の規模が最近非常に大きくなり、証券界の占める地位が非常に高まって参りましたので、行政としましては、金融について大蔵省に銀行局という局があつて金融行政をやつておりますが、証券行政は理財局でやっておりますが、金融と証券との連絡調整というものを密にして、この行政の総合統一ということが非常に必要になつてきておりますが、機制的に見ましても、そういうときに、理財局の金融行政をやつており、一般の金融全体の行政を銀行局がやつておられるという、この機構上の均衡問題からいいますと、証券行政というものが、法的にも今大蔵省の金融行政に比べて劣つておりますので、この証券行政をここで強化して、金融行政との調整といたうようなことに万全を期するため、ここで機制的な問題の改革が必要だ、こういう結論になつたので、この設置法を提案した次第でございます。

○堀委員 いや、私が伺つたのは、証券部を置く理由ではなくて、証券行政をおやりになるについて、大蔵省としての何か基本的な将来に対する見通しと申しますか、ここには「合理的かつ強力な証券行政の運営」とあるので、そこで、私がこういうことをお尋ねいたしますのは、合理的な証券行政の運営というものは、あなた方どういふものを具体的に考えているか、さらに、強力な証券行政の運営ということになると、これは一体何を物語るものか、これがちよつとよくわかりませんので、そこで、今後の証券行政に対する大蔵省のかまへ方、一定の見通しなり何らかの考え方を持つて対処されるだらうと思ふので、それから、それについて、少し大臣の御所見を承りたい、こういうことでございます。

○水田國務大臣 これは私どもの考え方は、証券の発行市場を育成、拡大する、長期資金の調達の上から証券市場の発行市場を育成、拡大するといふ必要がございます。それと同時に、今度は流通市場において証券の価格が公正に形成される環境を整備するといふことが必要でございますので、この二つの基本的な考えのもとに、今いろいろな証券行政を行なつていられることと、この二つの基本的な問題に關して、今後いろいろ行政の強化の必要が、現状においてたくさん出ておることは御承知だと思ひますので、私どもはこういう問題に対処するため、今後この行政はやはり強化する必要があると考えております。

○堀委員 今のお話で、なるほど、発行市場の拡大とか流通市場の安定といひますが、そういうことを目的としておられるといふことはわかりました。そこで、大蔵委員会ではございませうから、皆さんにおわかりいただける範囲で伺つておきたいと思ひますけれども、そのあとに引き続いて、「投資者の保護の徹底」といふことがうたわれておりますけれども、今の発行市場の拡大とか流通市場の問題というのは、これは証券市場側、産業の側の問題であります。それと相對するものとして、私はやはり投資者側の問題があると思ひますが、ややともすると、私どもは、現在の大蔵省の行政が、産業関係、要するに、発行市場の拡大とか流通市場の問題の方に比重がかかつて、投資者の側の利益なり権利が十分に守られていないような感じがするわけですから、今後この問題に対処するお考えは一体どういふことになりましようか。

○水田國務大臣 やはり第一は、証券業者の資産内容と営業活動の健全化をはかるということが、大衆投資者の保護の根本的な問題だらうと思ひます。この点の十分の監督をすること、その次は、証券業者の投資勧誘の態度の適正化の指導の問題でございまして、今でも誇大広告の規制とかいろいろのことをやつておりますが、投資者を勧誘する問題についての業界の適正化を

きな問題になりつつあるので、理財局に証券部を設けて、「明確なる責任体制のもとに合理的かつ強力な証券行政の運営をはかり、もって広範な投資者の保護の徹底と証券市場の育成の万全を期するものであります。」というふうに述べられておられるわけであり、けれども、こういうことをおやりになるについては、証券行政全般に対する今後の方針といえますか、何か一つの大蔵省としての基本方針があらうかと思ひますので、その基本方針についてお伺いをいたします。

○水田國務大臣 これはもうたびたび大蔵委員会でお答えしている通りでございますが、証券市場の規模が最近非常に大きくなり、証券界の占める地位が非常に高まって参りましたので、行政としましては、金融について大蔵省に銀行局という局があつて金融行政をやつておりますが、証券行政は理財局でやっておりますが、金融と証券との連絡調整というものを密にして、この行政の総合統一ということが非常に必要になつてきておりますが、機制的に見ましても、そういうときに、理財局の金融行政をやつており、一般の金融全体の行政を銀行局がやつておられるという、この機構上の均衡問題からいいますと、証券行政というものが、法的にも今大蔵省の金融行政に比べて劣つておりますので、この証券行政をここで強化して、金融行政との調整といたうようなことに万全を期するため、ここで機制的な問題の改革が必要だ、こういう結論になつたので、この設置法を提案した次第でございます。

○堀委員 いや、私が伺つたのは、証券部を置く理由ではなくて、証券行政をおやりになるについて、大蔵省としての何か基本的な将来に対する見通しと申しますか、ここには「合理的かつ強力な証券行政の運営」とあるので、そこで、私がこういうことをお尋ねいたしますのは、合理的な証券行政の運営というものは、あなた方どういふものを具体的に考えているか、さらに、強力な証券行政の運営ということになると、これは一体何を物語るものか、これがちよつとよくわかりませんので、そこで、今後の証券行政に対する大蔵省のかまへ方、一定の見通しなり何らかの考え方を持つて対処されるだらうと思ふので、それから、それについて、少し大臣の御所見を承りたい、こういうことでございます。

○水田國務大臣 これは私どもの考え方は、証券の発行市場を育成、拡大する、長期資金の調達の上から証券市場の発行市場を育成、拡大するといふ必要がございます。それと同時に、今度は流通市場において証券の価格が公正に形成される環境を整備するといふことが必要でございますので、この二つの基本的な考えのもとに、今いろいろな証券行政を行なつていられることと、この二つの基本的な問題に關して、今後いろいろ行政の強化の必要が、現状においてたくさん出ておることは御承知だと思ひますので、私どもはこういう問題に対処するため、今後この行政はやはり強化する必要があると考えております。

○堀委員 今のお話で、なるほど、発行市場の拡大とか流通市場の安定といひますが、そういうことを目的としておられるといふことはわかりました。そこで、大蔵委員会ではございませうから、皆さんにおわかりいただける範囲で伺つておきたいと思ひますけれども、そのあとに引き続いて、「投資者の保護の徹底」といふことがうたわれておりますけれども、今の発行市場の拡大とか流通市場の問題というのは、これは証券市場側、産業の側の問題であります。それと相對するものとして、私はやはり投資者側の問題があると思ひますが、ややともすると、私どもは、現在の大蔵省の行政が、産業関係、要するに、発行市場の拡大とか流通市場の問題の方に比重がかかつて、投資者の側の利益なり権利が十分に守られていないような感じがするわけですから、今後この問題に対処するお考えは一体どういふことになりましようか。

○水田國務大臣 やはり第一は、証券業者の資産内容と営業活動の健全化をはかるということが、大衆投資者の保護の根本的な問題だらうと思ひます。この点の十分の監督をすること、その次は、証券業者の投資勧誘の態度の適正化の指導の問題でございまして、今でも誇大広告の規制とかいろいろのことをやつておりますが、投資者を勧誘する問題についての業界の適正化を

きな問題になりつつあるので、理財局に証券部を設けて、「明確なる責任体制のもとに合理的かつ強力な証券行政の運営をはかり、もって広範な投資者の保護の徹底と証券市場の育成の万全を期するものであります。」というふうに述べられておられるわけであり、けれども、こういうことをおやりになるについては、証券行政全般に対する今後の方針といえますか、何か一つの大蔵省としての基本方針があらうかと思ひますので、その基本方針についてお伺いをいたします。

○水田國務大臣 これはもうたびたび大蔵委員会でお答えしている通りでございますが、証券市場の規模が最近非常に大きくなり、証券界の占める地位が非常に高まって参りましたので、行政としましては、金融について大蔵省に銀行局という局があつて金融行政をやつておりますが、証券行政は理財局でやっておりますが、金融と証券との連絡調整というものを密にして、この行政の総合統一ということが非常に必要になつてきておりますが、機制的に見ましても、そういうときに、理財局の金融行政をやつており、一般の金融全体の行政を銀行局がやつておられるという、この機構上の均衡問題からいいますと、証券行政というものが、法的にも今大蔵省の金融行政に比べて劣つておりますので、この証券行政をここで強化して、金融行政との調整といたうようなことに万全を期するため、ここで機制的な問題の改革が必要だ、こういう結論になつたので、この設置法を提案した次第でございます。

○堀委員 いや、私が伺つたのは、証券部を置く理由ではなくて、証券行政をおやりになるについて、大蔵省としての何か基本的な将来に対する見通しと申しますか、ここには「合理的かつ強力な証券行政の運営」とあるので、そこで、私がこういうことをお尋ねいたしますのは、合理的な証券行政の運営というものは、あなた方どういふものを具体的に考えているか、さらに、強力な証券行政の運営ということになると、これは一体何を物語るものか、これがちよつとよくわかりませんので、そこで、今後の証券行政に対する大蔵省のかまへ方、一定の見通しなり何らかの考え方を持つて対処されるだらうと思ふので、それから、それについて、少し大臣の御所見を承りたい、こういうことでございます。

○水田國務大臣 これは私どもの考え方は、証券の発行市場を育成、拡大する、長期資金の調達の上から証券市場の発行市場を育成、拡大するといふ必要がございます。それと同時に、今度は流通市場において証券の価格が公正に形成される環境を整備するといふことが必要でございますので、この二つの基本的な考えのもとに、今いろいろな証券行政を行なつていられることと、この二つの基本的な問題に關して、今後いろいろ行政の強化の必要が、現状においてたくさん出ておることは御承知だと思ひますので、私どもはこういう問題に対処するため、今後この行政はやはり強化する必要があると考えております。

○堀委員 今のお話で、なるほど、発行市場の拡大とか流通市場の安定といひますが、そういうことを目的としておられるといふことはわかりました。そこで、大蔵委員会ではございませうから、皆さんにおわかりいただける範囲で伺つておきたいと思ひますけれども、そのあとに引き続いて、「投資者の保護の徹底」といふことがうたわれておりますけれども、今の発行市場の拡大とか流通市場の問題というのは、これは証券市場側、産業の側の問題であります。それと相對するものとして、私はやはり投資者側の問題があると思ひますが、ややともすると、私どもは、現在の大蔵省の行政が、産業関係、要するに、発行市場の拡大とか流通市場の問題の方に比重がかかつて、投資者の側の利益なり権利が十分に守られていないような感じがするわけですから、今後この問題に対処するお考えは一体どういふことになりましようか。

○水田國務大臣 やはり第一は、証券業者の資産内容と営業活動の健全化をはかるということが、大衆投資者の保護の根本的な問題だらうと思ひます。この点の十分の監督をすること、その次は、証券業者の投資勧誘の態度の適正化の指導の問題でございまして、今でも誇大広告の規制とかいろいろのことをやつておりますが、投資者を勧誘する問題についての業界の適正化を

指導するということ、それから制度自身において、たとえば今度の公社債流動化の問題に見られましたように、制度自身から、いろいろの経済変動が起る場合を予想して、これが流動化す道を開くというようなことができていまして、大衆の投資家を保護できないという問題も起こりますので、こういう制度的な改正を私どもはしたいといういろいろな点から、投資者保護行政というものは、もともと徹底させなければならぬものだろうと思っております。

○堀委員 あと十分くらいしかないのですが、この問題だけ先に触れておきたいと思ひます。理財局にお伺いをいたします。

昨日の日本経済新聞にも出ておりますが、実はこの前、投資信託のコールの運用問題を私は大蔵委員会に取り上げました。ここで、ほかの方にこの問題ちょっと申し上げておきますと、御承知のように、今、投資信託というのが非常に勢いで大きくなって参りました。この投資信託が組み入れてあります株式とか社債とかのは、コールという資金を持っておりまして、本来なら、これが市場に出されて、市場価格でそれをまた同一の証券業者がとるといふのは問題はないわけですが、いますけれども、この間の質疑で明らかにしたところでは、約五千億くらいのコール資金が動いておる。その中で、今日銀の自粛レートと申しますのが日歩二銭四厘になっておりますが、この自粛レートで動いておるのは全体の中の一割しかない。あとの九割はいわゆるやみレートと称される形で動いております。平均は大体幾らくらいに

なっておりますかという、二銭八厘くらいだというのが二月の話でありました。そういったと、今の投資信託から出ていってあります金が、二銭八厘で運用されておるならば問題はないと思うのですが、自粛レートで二銭四厘でその過半数が運用をされておるために、投資信託に受託をしております投資家は、そのことによって一体どのくらい損失を受けておるかを計算いたしますと、二銭八厘という場合に、その差額で月額大体五千六百万円というものが投資家が不利になり、証券会社がそれだけふところに不当利得を入れている。もし三銭ならば九千四百万円一カ月に失うことになる、こういうことになっておるわけです。そこで、この問題を取り上げまして、適正に投資者の保護をしてもらいたいということをしてこの前私申し上げておいたのですが、たまたま昨日の新聞に「短資業四社はこのほど大蔵省理財局から投資信託が運用しているコール金利を近く日歩四厘引き上げる旨の申し入れを受けましたが、こういふふうな新聞報道がありますが、こういふ申し入れをされたのかどうか、一つ承りたい。

○有吉説明員 短資業者に対して先ほどお話しした四厘引き上げというようになことを申し入れた事実はございません。

○堀委員 事実がなければ、これは新聞の報道だけにしたしまして、その後、皆さんの方では、この問題に対しては何か措置をしておられますか。

○有吉説明員 これは先般二月の初めであつたと存じますが、堀委員から先ほどのお話しした点につきまして御質問を受けた次第でございます。その際に

私どもも答へいたしましたのは、現在コール市場に投資信託の受託会社が相当量のコールを放出いたしております。また、証券会社といたしましては、相当量のコールを取り入れておる、こういう形になっておるのでございますが、これはすべてコール市場を通じて出し、あるいは受け取るということになっておまして、直接の結びつきという形はないわけでございます。しかしながら、相当多量のものがあつた、また受け取るということになりますと、そこにおのずから結びつきのものが考えられ得るというようになります。現在指導レートが二銭四厘ということになっておまして、私どももいたしましては、これを強力に指導するといふようなことではございませんが、しかし、指導レートという以上は、公的な機関としまして、これを順守して参りたいという気持を持っております。現在のところ、その二銭四厘のレートの指導を変えていくというようになつておまして、私どもとしては積極的に考えを變えて参るということには相ならぬと思ひております。

しかし、当時もお話ししたように、証券会社が相当多量の商品を買入れて参りまして、そのために必要とするコールの量も大きくなるというところは、証券会社の金融ということがそういった短期のものによつてのみまかなわれるというところは、問題がありまので、できるだけ商品の手持ちの量も減らして参る、あるいはコールの運用というものは銀行の借り入れというものにできるならば變えて参るということに指導して参りたいし、私どもも

しましては、コール市場を通じてコールの出し入れが行なわれておりますけれども、そういったことに對してひもつきのものがあつてはならぬという気持ちで、先生の御質問がございました後にさつそく業者を呼びまして、そういった先生の御趣旨を十分に伝えまして、今後さらに検討して参り、今後の改革を期したい、かような気持ちで参る次第でございます。

○堀委員 大臣の時間がありませんから、ちよつと先にこれだけ何つておきますが、この今の私の申し上げた事実、今さつき何つたら、まだよく御存じでないようですが、どんなふうな感じでお聞きになつたのでしょうか。私どもは、全体の中の一割しか自粛レートの六十七十億という大きな投信からのコールだけが自粛レートで守られておることは、片一方の投資信託から証券業者が自分のワタの中であるからストリートに引いて、それだけのさやを証券業者が有利に取つたといふことは、投資信託に申し込んでおる人たちが、この人たちが不利になるわけですから、その金額、月額で二銭八厘としても五千六百万円、年額にすると六億以上になる。三銭と換算するならば九千万円をこえる。年にして十億の損失を一般の投資者がしておる。証券業者がそれだけもうけておる。それであなたの方では、ここに書いておられる「投資者層の保護の徹底」といふ問題と、それはどういふふうな格好になるか、ちよつと大臣のお考えを聞きたい。

○水田国務大臣 そういふ問題があれば、それは是正させなければならぬと思ひます。そうするためには、証券

行政の今の力がわれわれは足らないといふことにもつながつてくる問題でありますから、また、そういう問題のためにも、この機構改革をこころやうと私どもが考えておるわけでございます。こころいふ点もこれは十分是正したいと私どもは考えております。

○堀委員 大臣非常にはつきり是正をしたいというお答えでございますから、私、証券部ができましたらこれはおそろく是正をされるものだ、是正をするためにはぜひ証券部を置きたいのだというお話でございますから、証券部ができてしばらく状況を拝見いたしますが、私がちよつと前段で申し上げたように、証券行政全般の問題の中では、とかく証券業者であるとか、産業関係の面が重視をされて、投資者保護が十分でない点が過去においてあるように見受けられる場合が非常に多いわけでありまして、たまたまこれは非常に具体的な例でありましたから、私この前取り上げて、これは重ねてもう一回伺うといふことをお約束しておりましたので、今大臣のお話で、そのような方向に強力な指導をやつていただくというこで了承いたしますが、これは大臣のお答えですから、この前、銀行局は、自粛レート二銭四厘というのがあるのにちよつと困るといふようなことを言つておりましたから、その点は、あなたは大臣の立場でやはり大局的な観点から、銀行局があまり変なあれをしないように一つお考えをいたしたいといふことを、ちよつと要望いたしておきます。

引き続きでございますので、きょうはこの証券の問題をいさ少しやらせていただいて、あと税関職員の見員がご

今の問題でもちよつと触れておられ

ますか。

おると観察いたしております。

ると考えられますか。

ます。

か。

会社等であります。

買、それと、今の機関投資家なり一般

から頼まれたものを一〇〇として、証

度の場合、一ぺん四社とその他で出し

会員で伺いたいです。

○有吉説明員 三十六年の九月期にお

なっております。

が多いわけで、あなたの方には、理財

ます。

すか。

○有吉説明員 できませんと思います。

詳しくはできないでしょう。感じとし

でもちよつとわかりません。

その人たちは、自然に株が上るとか

れば、最初に売ったときとあとになっ

は言いがたいと思います。

か。

証券業界の経営効率の

低下あるいはまた取引の円滑さを阻害するおそれもあるということもあわせ考えまして、慎重に職能分化について検討いたして参りたい、かように考えております。

○堀委員 職能分化の方向は、方向として了承いたします。

そこで、皆さんもおそらく株式の市場のいろいろなあれを新聞でごろんになつておると思います。私もやはり毎日見ます。私は株は一つも持つておりません。持つておりませんけれども、なぜ見るか。これは、われわれが今担当しております仕事の性質上、投資家を保護するために、重大な関心を払つて毎日見ておる。見ておると、大体において、上がるときは、四社が買るときが上がるわけですから、それを見て非常に感じますのは、これはどうして委託売買と自己売買が、四社も少なくとも他の証券業者並みになるように強力な指導をすべきではないか。他の証券業者のように、大体六割が委託売買で四割が自己売買というのなら、これはまだいいじゃないかと私は思うのです。ところが、一番資力のあつた四社が逆だというのは、これはどうも私は納得がいきかねるのですが、方向としては、少しこの自己売買を減らして、委託売買に徹するといひますか、あそこまで大きくなれば、その方向が正しいのじゃないか。大体四社はそういうようなディーラー業務などをやらなくても、アンダーライターの収入もあるし、投信運用の手数料等もあつて、いろいろな収入がほかにも確保されているわけです。それにもかかわらず、小さい中小証券以上にそういう自己売買をたくさんやるということ

は、私はどうも問題があると思ひますが、一体ここを今後の方向としてどう考えられますか。

○有吉説明員 四社の自己売買に占める比率が、他の業者の自己売買に占める比率よりも多いことは事実でございます。要は、市場における価格の形成が適正に行なわれるか否かという問題にかかわつて参ります。と同時に、株価の値動きというものが、特殊な要因によりまして特に顕著に上下するといふことも、また避けて参らなければならぬ、かようなことも考えられるのでございませう。

「委員長退席、草野委員長代理着席」
たとえて申しますと、機関投資家におきまして、大量の売りというものが市場に一時に殺到いたしました。市場の市況の継続というものが失われるといふことも相なるわけでございます。かかる際におきましては、四社がやはり機関投資家に立ち向かうといふことがあり得るわけでございます。しかし、それがそのまま市場に流れますと、先ほど申しました市況と申しますか、市価の相場の継続性というものが失われるといふこともあり得るのでございませう。かかる際におきましては、バイカイをするといふことも行なわれておるのであります。

そこで、問題は、このバイカイの売り方の適正ということが問題になるわけでございます。先ほど局長からもお答えを申しましたように、価格の形成は、一般の投資家の判断に基づいて行なわれる。つまり、市場におきまして、一つの価格の形成に対する判断がありまして、それに近い価格におきま

してそのバイカイが振られるということとでございませう。それはやはりそのバイカイの価格と申しますのが公正に行なわれるといふことに相なるわけでございますが、私どももいたしましては、このバイカイの適正という点につきまして、今後とも努力して参りたい、かように考えているわけでございます。要するに、四社が相当の自己売買の比率を占めるということに相なりますのは、機関投資家に対する買い売りといふことが相当大きな原因になつておるのではないかと、かように考えるのでございませう。

○堀委員 株が急激に変動すること自体は望ましくないのですが、さっきのお話の論理と今のお話の論理と、ちよつと違ふ点が出てくるのです。機関投資家が売るといふこと、これは普通の経済情勢の判断に応じて売ること、機関投資家であつて何であつて、投資家なんですね。そうすると、株価は本来的に投資家が経済状態に反応して売つたり買つたりするのだらうと思ひます。それを今おっしゃる通りに、株価をあまり動かさないために、今度は証券会社が買つて、株価を下げないようにする、こういうことになる、これは株価自身は、証券業者の恣意的な判断で、今ここへ置きたいといふときにはここへ置くといふことになる余地が出てくるので、論理的には少しおかしくないですか。現実の問題としてはわかりませう。しかし、論理的な面ではどうでせう。

○有吉説明員 株価の形成は、経済の見通し等によつて定まるものでございませうが、機関投資家といたしましては、そのときの株価をつかまへ、市場

に売りたいという気持を持つものであつたと思ひます。しかし、何分にも多量のものが殺到して参るといふことになりませう。もし買ひ手が少なければ、そこに急激な暴落が起こるといふこともあり得るわけでございます。これは機関投資家としても予測してないこととでございませう。一般的に経済情勢の見通しの上に立つた株価の形成といふことにも相ならぬといふこととでございませう。まことに技術的な問題でございませうけれども、バイカイといふこととでそこに措置がされるということにも相なるわけでございます。そこで問題は、それでは証券会社がバイカイによつて価格をくづつけにするのではないかと、これは先ほど申しましたように、その際におきましてその価格によつてバイカイが行なわれるといふことによりまして、その弊をためていくといふことにならうと思ひます。

○堀委員 バイカイが非常に減つておるならいいですが、実は少しは減つておるようですが、必ずしも十分に減つておりません。このバイカイの問題は、非常に専門的ですから、ここでは申しませんが、ともかく私どもは、投資家が価格の形成にあつかり得る条件ができてこない、逆に証券会社が恣意的にいろいろやつぱりそこへやることによつて、自然の流れがくずれるといふことは、そういうのは公正な価格と云ひにくいのではないかと、私はそういう感じがいたしますが、あとは専門的になりますから、本日は触れないでおきます。

そこで、ちよつと伺つておきますが、もう一つ、投資家保護といふこと

で、私新聞を見て非常に気になったのですが、そのまゝ詳しく見なかつたのですが、証券検査官の贈賄がこの間一つ問題になりましたね。証券検査といふのが今あるのだと思ひますが、その証券検査官の贈賄問題といふのは過去にどのくらいありましたか。

○宮川政府委員 先般の東京財務局管内の証券検査官の取賄事件は、まことに遺憾に思つております。このような事態の起こらないように、常時訓練を施しまして、注意を与えているところでございませうが、過去の例といたしましては、三年ほど前に大阪財務局管内で一件ございした。なお、去年の十月に東京財務局でも一件ございした。

○堀委員 三件ですが、その三件は、何を手心をしてもらうために起きたのか、ちよつとその部分を答えていた方がいいと思ひます。

○中込説明員 こまかい点になりますので、私からお答え申し上げます。三年前の大阪の件は、実は今つまびらかでございせんけれども、去年の十月の関東財務局の検査官は、検査に際しまして、少し工合が悪い点があつたのを隠してもらへるかどうかといふような点から、どうも贈賄があつたように考へております。それから一番最近の、やはり関東財務局の検査官の事件につきましては、これは検査に際してかどうかは疑問になつておりまして、ただいま、起訴になるかどうか、まだはつきりいたしておりません。ただ、多少あらましを申し上げますと、この検査官が、個人的な知り合いで、新しく登録をする業者の登録書類などを、

何か知恵をかしたということがある、その謝礼をもらつたかも知れないかというところから争点になつておるというように聞いております。

○堀委員 実証検査官という制度は、銀行の検査官ほどにまだ発足十分でないと思いますが、銀行局、今見えましてね、銀行の検査官で贈収賄になつた例というのは、最近ありませんか。

○佐竹説明員 お答え申し上げます。最近、そういう事例はございません。

○堀委員 私も、銀行検査官についてはあまり気がつかないものでありますが、やはり証券行政としては、証券業者というものは、まだ非常に小さい業者がたくさんあるのです。そこで、こういうことが起る余地があるのじゃないか。金融機関の方は、一応かなり大きくなつておりますから、あまりそういうようなことをやらないようになつてゐるのじゃないかと思ひますが、やはりこの問題は、投資家保護にとつて重要な問題になると思ひます。というのには、あなた方が行政監督をするのは、投資家保護の立場が非常にあるのじゃないかと思ひますが、それを何とかごまかしてやらうということとは、イコール、やはり投資家に不利を招く可能性があるわけですから、ともかく今後については、証券部ができたからといって、財務局にある検査官とどうなるのか、私よくわかりませんけれども、証券検査官の教育というか、これらをもう少し徹底をし、アンタッチャブルというか、買収されざる検査官でやつてもらいたい。これは

証券部ができれば、特に要望いたしておきます。

その次に、ちよつと伺つておきたいのですが、証券取引審議会というのがございますね。これは一体どういふ構成メンバーでできておるのか、この中に大衆投資家を代表するような委員が入つてゐるのかどうか、ちよつとそれを伺ひたいと思ひます。

○宮川政府委員 直接大衆投資家を代表すると見られるものはございせんが、いわば学識経験者として加入していただいておる方が、一般大衆投資家の利益を代表するように運営して参りたい、こういうような配慮から学識経験者を入れてございまして。

○堀委員 この構成は、今一体どういふふうになつておりますか。

○有吉説明員 定員は十三人でございまして、金融界が二人、言論界が二人、業界が二人、それから産業界が二人、学者の方が一人、保険界代表一人、証券金融が一人、それから先ほど金融界二人と申しましたけれども、商工中金の代表を一人加えますと三人、あと一人がどうも……

○宮川政府委員 資料がございましたので、読み上げます。

会長が経団連の堀越三三、委員は、日経新聞の円城寺次郎、十條製紙の金子佐一郎、日本興業銀行の中山頭取、東京電力の木川田社長、日本証券業協会連合会会長の小池厚之助、商工組合中央金庫副理事長河野通一、日本銀行理事佐々木直、日本証券金融会社社長の白根清香、東京大学教授鈴木竹雄、大阪証券取引所理事会議長高橋要、経済評論家高橋亀吉、日本生命保険協会

会長藤川博、こういうメンバーになつております。

○堀委員 大体わかりました。学識経験者が大衆投資家保護ということとはわかると思ひますが、どうもこの感じでは、率直にいつて、大衆の投資家の立場を代表するものとしてはなかつたと思ひます。機関投資家も出ておられますし、それからその他関連のあるところはみな出ておられます。高橋亀吉さんが評論家として出ておられるが、これは必ずしもどうも投資家の立場であるかどうか、ちよつとわかりません。だから、いつ人かをかえられるのかわかりませんが、一般の投資家の立場を反映するものが、機関投資家以外にこの証券取引審議会の構成の中にどうしても必要ではないかと思ひますが、皆さんの方はどうでしょう。

○宮川政府委員 証券取引審議会の委員の任期は二年になつておまして、金融界、産業界、学識経験者、いろいろのバランスを考へて選んだのでございまして、堀委員御指摘のように直接大衆投資家の利益を代表すると認められる人は、たとえば円城寺さん、元理財局長の河野通一氏あるいは高橋亀吉さんとか、こういうところが一応代表しておると思はれるのでありますが、なおもこの確に大衆投資家の利益を擁護すると申しますか、立場に立つて御検討願ふような人、どういふ人を入れたらいいの、ちよつとごときに見当がつかぬまじりけれども、将来そういう方向をも加味いたしまして、人選についてはなお一そう工夫をこらして参りたいと思ひます。

○堀委員 証券部の問題について伺おうと思つておりましたことは、当委員会では大体これで終わりたいと思ひますが、私は重ねて証券部ができる機会に要望しておきますことは、先ほど申し上げたように、価格の形成というものが、やはり証券の問題の一番大きな問題だと私は思ひます。この問題について、現在皆さんの方は、非常に投資家がふえたというふうにおっしゃつておられます。私が調べた範囲でも、大体三百万人くらいの一一般の投資家があるのではないかと推測いたしますが、今後これはやはりふえる方向にいくだろうと思ひます。そうすると、やはりこの人たちの立場を正しく守つていかなければ、証券行政としては発展はあり得ないんじゃないか、一番の眼目をやはり私は投資家保護というところに一つ徹底をしてもいい。その投資家保護の立場に立つて、バランスをとるなら行政をやつていくということにならなかつた、とかくどうも過去の例を見ると、業者の側に比重がかつて、投資家の側の方がややもするとおぼろけになりがちなような感じがいたしますので、その点強く要望いたします。証券部設置以後の証券行政がこれまでもどう変わるのか、一つ刮目して待つていますから、その点十分にあなた方も大衆の投資家の期待にこたえるように一つやつていただきたいと思います。

次に、関税の問題ですが、今回大蔵省設置法で定員の改正が行なわれておりますが、その中の最も大きなのは、税関職員定員増加の問題でございまして、そこで、ちよつとお伺ひをいたしますけれども、過去三年くらいでい

ですが、最近の事務取り扱い件数の増加率と定員の増加率はどうなつておりますか。

○稲益政府委員 税関業務の中で、一番定員との関係で重要な問題は、輸出入の申告件数です。それについて申し上げますと、輸出の申告件数が、最近三力年でございまして、三十四年が百三十六万七千九百八十一件、三十五年が百五十三万九千八百八十二件、三十六年が、これは若干推計が入つておりますが、百六十一万六千二百十六件、こういう割合であります。それから輸入の申告件数でありますが、同じく三十四年が五十二万五千二百二十八件、三十五年が六十万七千六百三十七件、三十六年は、若干同じく推計が入りまして八十二万四千二百四十八件、かような数字になつております。これに對しまして定員であります、同じく三十四、三十五、三十六、この三力年で見ますと、三十四年が五千九百六十六人、三十五年が六千四百六十六人、三十六年が六千六百三十五人、これは定員であります。こういうことになつております。

○堀委員 今おっしゃつた輸出と輸入を合せて、ちよつとそこで伸び率の計算をしてくれませんか。三十四年から三十五年、三十六年の取り扱ひ件数、輸出入合せて伸び率で幾ら伸びたのか、逆に定員の方は一体幾ら伸びたのか、今度の改正で三十七年はふえるわけですね。そこで簡単にいいですから、ほかのことを質問してありますから、計算していただきたいと思います。……

○稲益政府委員 三十四年を一〇〇として……

○堀委員 そうしていただけてくつうです。私、計算していただくのを前もって御連絡しておけばよかったのですが、おそくなつて大へんお気の毒なんです。どうも件数の増加に比して定員の増加率必ずしも十分でないのではないかと感じました。今度も四百人くらいふえたようですが、関税局として主計局へ当初幾ら要求したのですか。

○稲益政府委員 予算要求の際の定員増の要求は約千九百名でございます。○堀委員 千九百名要求して四百名認められた、こういうことでございませうね。——この要求と認められたものの割合、これは主計局が来ていたものからわからないかもしれませんが、過去の例で見ると、毎年そういうような要求をして少しずつふえてきていると思うのですが、今度も要求の四分の一くらい認めてもらったのでしょうか、最近の傾向は大体どうですか。

○稲益政府委員 ずっと過去のこと、は、私ちょっと要求の数字はわかりませんが、大体認められましたのが、昨年以前におきましては、百名ないし多いときで二百名という増員が認められておるわけでありまして、昨年のときは、大体私もやはり千九百名ばかりの要求をいたしまして、四百名の増員、今回も大体同じ程度のところまで認められた、こういうことでございませう。

○堀委員 私がこのことを聞いておりますのは、どうも大蔵省の役人というものは、これは自分のところのものだから、よその方からも定員増加の要求が非常にたくさん出ているけれども、よそを断るのに、まずみずからのところ

をしばって断らなければならぬという傾向があるような感じがいたしますが、その点で、どうも税関職員でも国税関係の職員でも、こういう現実関係といふことが、大蔵省の現業だと思ひますが、こういう関係の職員が、どうも現状で足りないような感じが私はします。あなたの方の方は、これは内部のことだろうと思ひけれども、今度の四百名の増員で、最近のことに本年度は輸出も一七〇もふやそうというふうな見通しですから、件数は、これはふえるのがあたりまえです。輸入は予想件数よりもふえるだろう。経済見通しよりはふえるにきまつていますからふえろ。そうすると、年々この調子でいくと、今計算していただいたのとおかると思ひますが、税関職員というのは、勤務過重にならざるを得ないようになつていくのじゃないかと思ひますが、その点、関税局長、どうでしょう。

○稲益政府委員 お説のように、今現場の税関の職員は、こういう扱い件数がふえますと、やはりそれだけ事務量がふえて参るわけでありまして、ただ、件数がたとへば二割伸びました場合に、人員を同じ比率で二割伸ばさなければならぬかどうか、これはいろいろ仕事のやり方にも関連するわけでございます。それから一面、私どもとしていろいろ現在検討し、事実若干着手しております点は、こういった業務量の増加というものは、堀先生お話しのように、これからは貿易が伸びる一方だと思ひます。おそらく毎年輸出入の件数がふえて参る。やはり人手をふやすだけでこれを処理するということは、いろいろむずかしい事態が起こるのであ

ります。私どもとしましては、極力諸外国の——諸外国でも、非常なこういつた貿易量の増加、これに伴う税関の事務量の増加というものがあつて、なんでありまして、これに對していろいろやり方について工夫をしておるような点も見受けられますので、機会あるごとに私も諸外国の例なども参考にいたしまして、私どもとして、実際の事務のできるだけ簡素化、重点を置いた仕事のやり方といったようなことで、極力現場の職員のいわゆる仕事の上下の負担が過重にならないように、そういう面を配慮をしておるつもりで、もちろん、手を抜くといひますか、簡素化といひますと、ある限度があるわけなんです。税関としての使命がなくなるという点もございまして、その限界と申しますか、範囲内で極力簡素化をはかりまして、職員の労働の過重といふ面が生まれぬように配慮して参りたい。先般来そういう観点からいろいろ実務に当たりまして検討いたしまして、若干簡素化の実行に踏み切つておるというふうな状況でございます。

○堀委員 まあ、合理化、簡素化をしていただくことは、労働量が減るからよろしいと思ひますが、ちよつとも一つ伺つておきたいのは、この税関業務は、民間業者を相手にしておりますから、なかなかむずかしいと思ひますが、大体月末に非常に仕事が集中をして、月初、月間は比較的ひまだという傾向があるのじゃないかと思ひます。そこで、税関の場合には、臨時開庁というところで仕事が相当集中してくればやむを得ないと思ひますが、時間外勤務の手当その他はどんなふうになつていますか。現状としては、実際に時間外が行なわれただけは全部支払うに足るだけの予算は組まれておりますか。

○稲益政府委員 超過勤務の手当は、私どもの見る限りでは、十分である、実際に超過勤務をした程度のもものは超過勤務手当が出ておる、かように見ております。

○堀委員 全体平均して、大体どのくらい超過勤務をやつておることになつておりますか。大体でいいです。○稲益政府委員 時間数でちよつとはつきりしたあれが出ておりませんが、まあ、月で三十時間から四十時間程度の超過勤務、その程度の予算を組んでおります。これが現状にちよつとマツチしておる。お説のように、忙しかつて申しても、月の特に下旬、それから若干月の初めにかかりまして、その間でありまして、大体月平均で三十時間から、多い税関で四十時間程度というふうなところで、超過勤務の予算としては十分入つておる、こういうふうに考えております。

○堀委員 きよりは突然に何つたことですか、いろいろその点問題があらうと思ひますけれども、やはり今合理化をしてみても、私も過去の累年の経過から見ても、各税関は相当事務を合理化をしておると思ひますね。人間が足つておるのなら合理化しないでは、著しく足りないんですね。これは実は最近三年間の経緯を伺つただけでは問題があるので、最近非常にふえたのですから、その前で見なければいけないわけですが、前と現状で見なければならぬのですが、あまり古いことを申してもあれだから、最近で何つた

のですが、最近の三十四年からというのは、非常に高いペースでできておりますから問題があるのですが、相当無理をしてきておるから、私は、簡素化はもう相当極点にきているのではないかと感じました。そうすると、その次に今度はしわが寄つてくるところは、やはり定員がふえなければ超過勤務をやらなければならぬといふところにしわが寄る、そういうことになつてくるのではないかと思ひます。それで、今稲益さんのお話だけを伺うと、その超過勤務予算は十分だといふことなんです。これはあとから少し調べさせていただいて、はたして十分なのかどうかを調べてみますが、やはり私は今の税関の業務として見ると、皆さん千九百人要求して四百人しかこないのではありません。千九百人要求したというところは、必要だといふことで、必要がないのに主計局に要求するわけはないのだから……。千九百人要求して四百人しかこないければ、千五百人分をとにかく全体の六千人が負担をするといふことに、道理から見るとなると、四分の一人分よけに働かなければならぬといふことになるのではないかと、それがおそろく時間外の手当、その超過勤務手当は、最近ずっとそんなにふえてないのではないかと、私がマクロで申すならば、要するに、あなた方は千九百人を要すると思つて要求された、四百人きて、千五百人はなかつた、そうすると、千五百人分だけはやはりどこかでこれは理め合わせなければならぬのでしやうね。ところが、事務を簡素化するといつたつて、

私は、これはほぼ限度にきているのではないかと思う。そうすると、よけいどこかで働かす、その分だけがやはり超過勤務で払われているのかどうかというふうに、マクロ的に、論理的にはつながってくるわけですね。そこで、その点、千五百人分の仕事は一体どうなっているとお考えになりますか。

○稲益政府委員 私ども千九百人の定員の増加というのを算定いたしましたときは、何と申しますか、私どもとしまして、非常に自信を持って満足のいく仕事のやり方をしたいという想定に立ちまして、どういう部門に何人の人員が必要であるかということ算定いたしましたわけでありまして。たとえて申し上げますと、いわゆる監視の面で、乗船官吏というので、外国貿易船が入港いたしますと、これに税関吏が乗り込むわけですね。もちろん、監視、取り締まり、それから若干の通関手続、こういうものをやるわけなのであります。が、こういうものにつきましても、できずれば私ども一船に一人くらい配置したい。ところが、現状では、大体検査船が一人当たり三倍をこえるような、三ないし四隻といったような状態になっておるわけでありまして。こういうものを私どもとして理想的にやるとすれば、一船について一人くらい乗り込みたい、こういう計算を出しておるわけでありまして。また他面、最近貿易の発展に伴いまして、保税工場の申請が非常に多いわけでありまして。これも私どもでできるだけ、少々地理的に不便なところでも、輸出振興という建前から認めて参りたい、そういう観点から、極力保税工場を認めて参るといた

しますと、これも本来ならば、先ほど申し上げました乗船官吏のように、できるだけ一つ私どもの理想とする監視、取り締まりということをやするためには、一工場かせいぜい二工場程度を一人で受け持つといったような体制をしないとというのが、実は私どもの希望なのであります。

現実の問題としましては、なかなかそこまですきませんで、従いまして、結果的には、四百名の増員が認められした際も、検査船が四はい近くまで上がっておりまして、三ばい程度にとどめる。従いまして、職員の労働の面もございまして、私どもとしての仕事の完璧なやり方という理想の姿からいえば、どうしても手抜きをせざるを得ない、そういう面が出て参っておりまして。保税工場の面におきまして、やはり最近、相当新しい保税工場の申請がたまっておりまして、何とか人員増加をはかりませんと、これをただ許可ばかりして参りまして、私どもとして全然目が届かないというようになつておることも困りますので、新しい定員の増加、これをもちつて、今現に処理しなければならぬ保税工場の案件を処理して参りたい。許可をして、その監視、取り締まりの十全を期して参りたい。実はかような実情になつておるわけでありまして。もちろん、私どもとしてできるだけ完璧な仕事をするのが、当然希望として出て参るわけなんですが、現実がそこまででなかうございまして、先ほど申し上げましたような、負担が現場であまり重くならない範囲で極力簡素化をはかつていく。

なお、いろいろな現場の貨物の検査のやり方につきましても、たとえば輸入貨物について、有税品は重点を置いてやって参りたい。無税品につきましても、従来これも一応現物検査ということが税関の建前になっておりますので、すべて見ておったわけでありまして、そういうものにつきましたは、大量の貨物で問題が起ることが非常に少ないといったようなものは、思い切つて手を抜くというようなことで、かなり簡素化をはかつて参つております。

○堀委員 今のお話で、こまかい内容のことを伺わないと、一体どこがどれだけ要求されて、何が幾ら認められたかという点がわかりませんから、きょうはこれだけにしておきます。

そこで、ちよつと税関のことで気がついたので、伺いたいのですが、税関には各税関とも分析室というが、化学検査をするところがございますね。ここに勤務しておる従業員は、聞くところによると、これは一般職で処理をされておるようです。この諸君は技術者が入つておるのじゃないかと思ひますが、これは先にいくとどうなるのですか。若いときはそうやってそこで分析なんかやっていくが、終生あそこで分析ばかりやっていくのははずじやないと思うのですが、こういう技術者の諸君は、税関では先行きは大体どういふコースをとつて上に行つていくのか、ちよつとそこを伺つておきたいと思ひます。

○稲益政府委員 税関では、技術系統の職員は、大体監査部というところで働いておるわけでありまして。今の御指摘の分析関係、これもその監査部の一

部門としてあるわけでありまして。毎年、技術系統の学校出身者をかなり採用いたしております。大体監査でもって商品学の知識を発揮してもらつていこうと考えておるわけでありまして。

従つて、監査のそういう系統でだんだんと課長なり――現在では、係長クラスの副監査官、課長クラスの監査官、さらに上には各税関監査部の部長、また、その中から適任者があれば税関長までなつておる、こういうのが現状であります。

○堀委員 過去に技術者で税関長になつておる例はあるでしょうか。

○稲益政府委員 ございません。

○堀委員 私は、実はあとでちよつと造幣局の方でも触れたいのですが、一般の国の機関で、どうも技術者といふものの方が何か日が当たらないような感じがいたします。しかし、世の中がだんだん科学的になつていくにつれて、実は技術的な専門知識というものが、だんだん高度に要求されるようになってくるのじゃないかと私は思ひます。そこで、そういう技術者に対するいろいろな待遇というものは相当配慮していかないと、そういうところに入

がだんだん来なくなるのじゃないか、やはり産業界の方が将来の見通しもあるしということ、来なくなるのじゃないか、こういうふうな感じがいたしますが、たとえば現在大蔵省の中では、研究職といふものが醸造試験場にはあるようですが、税関関係にはないのです。この間、ちよつと横浜税関を拝見すると、分析をやつておる諸君は、相当高度の技術と研究開発等をやつておる実態があるわけでありまして、これらについて、そういう特定の

職にある人たちに研究職としての道を開くような考えはないのかどうか、その点ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの問題でございまして、御指摘のように、醸造関係には今研究職がございまして、実際の待遇はそう違わないわけでありまして。まあ、税関におきましては、いわゆる純粋の研究ということ、業務の監査といひますか、行政実務といふものが、醸造試験場におけるよりももつと密着しているという感じがいたします。そういう意味で、従来やはり行政職ということで処理されたものと思つております。御指摘の点もありまして、今後なお研究させていたいただきたいと思ひます。

○堀委員 それから、実はあわせて、横浜税関を拝見したときに、三十六年度でしようが、年間の密輸入の摘発事件が千二百万円ぐらゐしか出ていないわけですね。ところが、昨日ですか、密輸業者が四人逮捕ということ、何か新聞だけで見ると、洋酒とゴルフの道具を横流しして、数億円に上る密輸をしていたということですが、これはこの前から、東京の上野のアメ屋横丁といふものを皆さんの方でもだいたい注意をしてやつておられるようですが、依然としてやはりあのアメ屋横丁といふものが成り立つておるようですね。一体これはしよつちやうこややつて出してくるのですが、これに対する今の税関職員の手が足りませんからといへばそれまでしよつちやうけれども、現実には船でこそ密輸をするよりも、私は、やはり一番簡単なのは、このルートが、今の日本の置かれておる客観情勢

ならぬと言うのではありませんが、ちよつと前段で税関の場合にも触れたんですが、とかくどうもこういう研究とかそういう技術者の問題が、やや比重が軽くなっているときに、これを見ると、提案理由の説明には、作業管理部だけ書いてあるけれども、研究所をやめるなんて書いてないですね。法案を読んで見ると、研究所はやめることになっている。研究所はわずか十四人ですけれども、どうも私は、研究所としてあるのがいいのかどうか、これは、問題は行政上の問題で別であります。ところが、作業管理部という格好になつてしまえば、さつきあなたが最初に言われたように、基礎的な研究はおそ

今度の組織におきまして、作業管理部長は、これはもちろん技術出身の部長でございますが、その作業管理部長が、基礎的な研究のほか、現場の作業の統制をやっておるわけでございますから、現場の作業の中から直接生まれてくるような随時の問題、それと合わせまして、研究官に研究のテーマとして与えるということになるわけでございまして、従来の基礎的な研究をなさいがしろにするというような気持ではないでございます。むしろ、先ほど御説明申し上げましたように、作業の実態にできるだけ即応した研究部面も取り入れるという形で今後運営して参りたい、かよに存する次第でございます。

うのです。仕事のいろいろな条件も違うわけですね。そうすると、科学が今後進歩していくときに、研究所を作るといふなら、私は話がわかると思うのですが、あるものをやめるといふこの思想というのは、私は、今の科学技術の発展の方向に逆行しておるのではないかと思うのですが、どうですか、逆行しないというふうに確言できますか。

○竹村説明員 お答え申し上げます。

今度の機構改正を全体として見ました場合に、作業管理部という、管理という名前がついておきますものですが、あるいは事務的な面だというふうな印象を多少与えるおそれがあるかも

○堀委員　そうすると、今の局長の託ではちよつと納得できないですね。機構改革をして作業管理に非常に即応したことをやるようになる。定員がふえてくるならやれるでしょうね。しかし、これは定員をふやさないのでしたら、結局あなたのお話によれば、新しい仕事をやるように希望しておられるようですね。新しい仕事を希望する、これまでのものやるといふことになるなら、これは労働が過重になるか、過重にならないようにやればこれまでのものを減らすか、そういうことになるのじゃないですか。機構をさわる場合に、私がちよつと心配なのは、前段で触れた証券部新設なんとい

ません。研究所だけを取り出してみますと、従来の研究担当職員が若干減る形になることは事実でございます。しかしながら、そのかわりに、それを受けて新設される作業管理部の各課、具体的に申しますと、技術課、企画課、施設課、これはいずれも技術の相当の面でございます。そうして従来の研究所のうち、基本的な研究をやっておる人は別にいたしまして、むしろ実際の作業と密接な関係を持ってしかるべき人たちは、技術課なり施設課の方に配置されるというわけになります。そして、それを作業管理部長が統制して参るわけでございますから、従来に比

較いたしまして、研究能力が減るとい
うことはないものと信じておる次第で
ございます。

○掘委員 どうも納得できないのです。今のお話だと、研究所にいたのが十四人ですね。そうすると、あなたさつき研究職として残る者の人数は減るとおっしゃいましたね。どのくらいに減るのですか、また、減つた者は、今あなたのいらっしゃるのでは、技術課とか企画課に行くそうですが、技術者だつて行政的なことでもやれるし、企画でもやれるでしょう。しかし、私

て、研究というのは、いわゆる経済学や法律学の研究じゃなくて、この研究

す。今度の改正によりまして、研究所長は作業管理部長兼製造部長に回るわけでございますが、この関係で一名減ります。それから研究官は、三名のうち、一名がやはり技術関係の課長になりまして、残り二名になります。それから技術関係の各課、ことに技術課につきましては、具体的に各工場の実態を見まして、そして問題をつかまえてきて、技術的な研究に専念する、かように考えております。従いまして、御懸念のような基礎的な研究が減るといふことはあまりない、むしろ、実態に即応した、現場の中で解決を要すべき技術的な面の研究が進んでいく、かように考えている次第であります。

○堀委員 私はどこで何も言質をとろうということじゃないのですが、やはり今後の科学の発展ということの中では、基礎的な研究をないがしろにしたのはいけないということをお願いしたいわけです。貨幣は今の状態でいいのかどうか、私まだ問題があると思いますし、今後貨幣の問題はいろいろ検討されなければならぬ問題だと思います。その点にちょっと不安があるから申しておるのであって、これは実態の上で、過去におけるそういう作業が十分やれるということならいいのですが、私に言わせるならば、縮小するのじゃなくて、ふえる方向へいってあたりまえじゃないかと思うのです。科学

最後に、ちょっとそれに関連して、
一円硬貨が、私一昨年でしたか、非常に回収が悪くて、大阪造幣局で作っても作っても足りない、そして一円の硬貨を作るのに一円以上かかる——矛盾した話ですね。そういうことになっているということを聞いたのですが、一円硬貨問題の最近の状況はどうですか。

○竹村説明員　まず、数量の点から申し上げます。依然といたしまして、やや不足きみのようでございます。もちろん、私どももいたしましては、極力増産に努めておるわけでございます。三十六年度におきましては約四億五千万枚であったものを、三十七年度では六億枚にふやしたいという計画を持っておる次第でございます。それにいたしましたも、一円はどっちかと申しますと非常に退蔵される。退蔵というよりは、むしろ、あるいは消費されると言った方が近いかもしれません。そのような性格をだんだん強く帯びつつあるようでございます。従いまして、今後かなり一円については数多く作っていかねければいかぬというふうに考えております。

それから、それを増産するための手段といたしましては、昭和三十六年度を起点といたしまして、三力年で造幣局の製造能力を五割アップするような施設の改善をやっておるわけでございます。それが一つ。もう一つは、これは若干技術の問題とも関係しておるわ

けでございますが、従来は、一円につきまして、アルミの金属を買って参りまして、私のところで板にいたしまして、製品を作ったわけでございまするが、昨年度におきましては、板を外部

から購入するということをやつておられます。そして三十七年度におきましては、板をまるく打ち抜いて——私どもは円形と称しておりますが、円形の段階で四億枚程度を購入したい、さような措置を講ずることによりまして、できるだけ職員の労務を少なくしながら、しかも増産をはかりたいというふうに考えております。

それから、一回出しました一円の漂流と申しまするか、流通性の増大につきますしては、たとえば一円貨に日を当てようというような運動をいたしまして、主として子供銀行を通じて返つて参りますように運動をやつておりますとか、また、金融機関にお願いいたしまして、できるだけ返ってくるように協力してもらつたという措置を講じておるような状況でございます。

け一円以下の金額におさめるように、極力努力を続けているような段階でございませう。

○堀委員　今の製造原価は幾らですか。

○竹村説明員 三十五年度の数字でございしますが、一円十三銭五厘というところになっております。

○堀委員 何枚三十五年度に発行しましたか。

○竹村説明員 三億二千万枚でございます。

ます。
○堀委員 三億二千万枚に十三銭五厘をちよつとかけて下さい。幾らくらい

○竹村説明員 四千三百二十万円でございます。

○堀委員　銀行局も帰って、いないよ
うですから、私一つ提案があるので
す。どんどん作って、あなたは消費す

枚もの一円硬貨を作るというのは、私
きわめて問題があると思うのです。そ

の金が、一円のものを作るために二円以上の金が出る、これはまさにナンセンスだ。そこで、大臣が来られたので、最後に、私一つ提案をするのですが、それは非常におもしろい提案なので、あなた来年度研究してもらいたい。

一円硬貨が、御承知のようにあつちこつちたまつて還流しないでしょ。還流するために、一円硬貨を持つてきて預金をした、その一円預金というものを作つて、これに利子をうんとつけてやつてもらいたい。一円預金だけは年に一割とか、これは低金利政策に關係しない一円なんだから……。そうすれ

〔草野委員長代理退席〕委員長着席

委員 今の子供預金ですか、学校

いは起債に關係するものと云、こういうものは大体常識的にわかると思いますが、その他のものとしては、どういふものがあるのか、まづ、どういふようなものがあるのか、まづ、めて御答弁いただければ一つ御答弁いただきたいと思つてあります。相当乱用されますから、ちょっと確認しておかないと……。

○水田国務大臣　あとで専門家が答弁いたしますが、私の見ているところでは、これは各官庁にまかせていい問題がたくさんございます。そこで、問題が起こりますのは、ちょうど内閣に法制局というものがございまして、各省の立法も一応法制局を通さなければ政府提案にはならないことになっていきます。と申しますのは、一つの条文を書きまして、この条文が、国の他の法律上どこに抵触する問題があるかといふような問題を統一してやらなく、これは立法もばらばらになってしまふといふよりなことから、いかなる法律の字句の一字々々についてまでも、法制局が審査するという方法をとっておりますが、今の大蔵省の仕事、財政当局の仕事は、これに似たところがございまして、予算がきまつておつても、その執行の仕方によつて、一つの省がやるのが、他の省との行政の不均衡を起こしてしまふ。この省でこの問題についてはこういふやり方をしているが、一方はこうするといつたら、このの財政がまたばらばらになってしまいますので、そういうために、各省の施策をそろえるという財政上の仕事も相当多いので、この面からくる問題も非常に多いだらうと思ひます。たとえば、基地問題の解決でしばしば私どもが経験していることでございますが、一億

円の金なら一億円の金を出してこれば、これで全部の問題が済むということになった場合でも、その内容が、たとえば畜産についてこういうふうな金の出し方をしてくれと云うて、金額はその範囲でありまして、その出し方を勝手にやるといふことになりまして、農林省の他の畜産行政と全部衝突して、もしそういう方法をやるのなら、この地方はこういうふうなやり方をすべきだといふふうに、一ついじることによって、全部農林行政の過去の筋がみな変わってくる。だから、そういう金の出し方は困るということが、農林省からくるという問題がしばしばございまして。各省もそうであります。従つて、防衛庁なら防衛庁に基地問題の解決をさせたというふうな場合にも、防衛庁がきまつた予算の範囲内でこれをやつたらまかせていいかといふと、そういうものじゃございせん。各省も入るし、特に財政当局は入つて、こういう出し方をしたら、ほかの予算執行のこういう点に抵触して、こういう問題を起すといふようなものを全部見て、問題のない出し方をしなければならぬということがございまして、大蔵省は、ひとり主計局だけではなくて、そういう問題の調整をとる法規課という、法規についての特に大きい課を持っているというふうな事情もございまして、予算額がきまつてから執行については一切まかせるといふ方向をとれない問題が、非常に多いというのが実情でございまして。その範囲においてはことごとく関係することになるのがやはり実情でございまして、できるだけ各省にまかせても問題のない問題は全部まかせますが、

そういう予算の執行の仕方において、各省間の統制をとる必要のある問題についてだけは、やはり財政当局が関与しないといふ策がばらばらになるといふ点に問題がございまして、そういう点においては、相当こまかいところまで財政当局が関係するということになるのは、やはり私はやむを得ないことじゃなかろうかと思つております。

それからまた、何分にも予算でございまして、相当事情の変化が出て参りますと、各省において必ずしも予測したような事態ばかりでなくなるといふこともございまして、単価におきまして、あるいは設計等におきまして、いろいろと変わつてくる場合がございまして。それも全体の予算のワケの中で比較的支障なくできるものはよろしいのでありますが、ただいま大臣から申し上げましたように、その一つのケースそのものとしての金額は大したことではございせんけれども、それをもしても各省ばらばらで実行されることになりまして、結局ほかの省もそういうことを当然としてやつて参ることになつて、非常に波及をする。その結果、相当の政策負担を生ずるおそれがあるという性質のものもございまして。だれでも太造よりは鉄筋がよいということ、各省としてはそれぞれの理想を持つておられますからして、財政当局の議論さえなければ、できるだけ勝手にやる場合も考えられるわけでありまして。

それから同じ金額のワケの中でも、非常に質のいい、単価の高いものをやりたい、これも各省の立場からすれば当然なのであります。これらは、当初予算単価として予定せられたものより、実行単価が非常に高くなる。そうすれば、今度はその年度は、その単価の高くなった分だけ、同じ金額でありますれば、分量を圧縮するわけであり

ますが、しかし、翌年度においては、結局分量を前年の予算と同じ分量を確保するために、相当の増額をもたらすといふことで、結局将来にわたる財政負担を相当かぶつてくるおそれのあるような実行の仕方も出てくるわけでありまして。

いずれにいたしましても、大蔵省といたしましては、何といつても、その年の財政負担並びに長い将来における財政負担といふことを常に頭に置いて、予算の編成あるいは執行をやつておるわけでありまして。財政法におきましても、御存じのように、あくまで予算の執行の責任は各省の大臣が背負う建前になつておりますが、しかし、その重要なことは大蔵大臣に相談するといふ建前になつておりますし、また、各省がやりました結果につきまして、大蔵省は、財政法によりまして、会計検査院がやる以前において、いわば事前指導と申しますか、監査をやる権限も与えられておるわけでありまして。そういうことで、いろいろなところに大蔵省の名が出、かつ、事実上意見を申し述べることが多いわけでありまして、率直に申し上げますと、最近のようになつて参りますと、大蔵省が、実際問題といたしましても、そうこまかいことにタッチをするといふことが、だんだん現在のスタッフの能力ではできなくなりつつあります。十年前と比べまして、さらにまた、その前の年と比較しましても、最近においては、そういう点について、大蔵当局としても、い

わゆるできるだけ必要のないことには口を出さないという気持でやつておることも事実でございまして。

○田口(誠)委員 私の実問申し上げておることは、財政法上の面から大蔵省が各省へタッチしなければならぬ内容が、おおよそわかつておられますが、その法文から解釈をして、相当にはみ出たものでタッチをされておるんじゃないか、こういうふうに察知できるもので、ただいまのような質問をいたしておるものであります。ただいまの御回答からいいますと、予算の大ワケは決定になつておりましたも、事業実施計画といふものを各省で立て、これは大蔵省の了解を得るということになりまして、大蔵省へ持つていかなくとも省の責任で実施に移せるものは、きわめて小範囲になると思つております。そういうことが、財政法上からいいますと、はみ出たものが干渉というふうな形に現在相なつておるんじゃないか、こういうふうに考えましての質問でござい

ます。各省の責任においてやり得るものといつたらほとんどないと考えられるのですが、たとえば二、三でよろしいけれども、どういふようなものならいいのですか。

○佐藤(一)政府委員 私の言葉が足らなかつたのではないかと思ひますが、こういうふうな御説明したつもりでございまして。公共事業でございまして、官庁営繕でございまして、主として施設関係でございまして、これにつきましましては、予算がきつて上りましてから、実施計画といふものを各省が作りまして、それを大蔵大臣のところへ持つてきて承認を求めるといふ手続に財政法の上でなつておるといふことを申し上げたのであります。そこで、そういう政令で特定せられました以外

ないのです。

○佐藤(一)政府委員 私の言葉が足らなかつたのではないかと思ひますが、こういうふうな御説明したつもりでございまして。公共事業でございまして、官庁営繕でございまして、主として施設関係でございまして、これにつきましましては、予算がきつて上りましてから、実施計画といふものを各省が作りまして、それを大蔵大臣のところへ持つてきて承認を求めるといふ手続に財政法の上でなつておるといふことを申し上げたのであります。そこで、そういう政令で特定せられました以外

れを大蔵省と相談の上でもつてきめて参るといふふうに、編成の段階において、この実行をすて大蔵省と相談の上でやるということが予定せられておるものもございまして。

それからまた、何分にも予算でございまして、相当事情の変化が出て参りますと、各省において必ずしも予測したような事態ばかりでなくなるといふこともございまして、単価におきまして、あるいは設計等におきまして、いろいろと変わつてくる場合がございまして。それも全体の予算のワケの中で比較的支障なくできるものはよろしいのでありますが、ただいま大臣から申し上げましたように、その一つのケースそのものとしての金額は大したことではございせんけれども、それをもしても各省ばらばらで実行されることになりまして、結局ほかの省もそういうことを当然としてやつて参ることになつて、非常に波及をする。その結果、相当の政策負担を生ずるおそれがあるという性質のものもございまして。だれでも太造よりは鉄筋がよいということ、各省としてはそれぞれの理想を持つておられますからして、財政当局の議論さえなければ、できるだけ勝手にやる場合も考えられるわけでありまして。

それから同じ金額のワケの中でも、非常に質のいい、単価の高いものをやりたい、これも各省の立場からすれば当然なのであります。これらは、当初予算単価として予定せられたものより、実行単価が非常に高くなる。そうすれば、今度はその年度は、その単価の高くなった分だけ、同じ金額でありますれば、分量を圧縮するわけであり

ますが、しかし、翌年度においては、結局分量を前年の予算と同じ分量を確保するために、相当の増額をもたらすといふことで、結局将来にわたる財政負担を相当かぶつてくるおそれのあるような実行の仕方も出てくるわけでありまして。

のものにつきましては、もちろん、特定の予算を議決を受けましたら、その実行は、各省の大臣が十分そのお考えに従っておやり願うてよろしいという建前になっております。たとえて言え、経費はすべて予算に盛ってありますので、今申し上げましたような特殊なもの以外は、すべて各省の大臣がその責任においておやりになつておるものが大部分になつております。あべこべの印象をお与えしましたが、そういうことでございます。

○田口(誠)委員 私、この問題について実証をあげてそれぞれ御質問いたしたいと思ひますけれども、本会議までにまだ石山先生が質問されることになつておりますので、私は、この問題についてはもうこれ以上質問いたしません、直接あなたのところへおじゃまして、そのつど何ら場合もありますので、その点よろしく願ひしたいと思ひます。

時間の關係上、次に移ります。次の問題は、現在各事業所において社内貯金が相当なされておるのでございまして、この問題につきましては、私は予算の分科会でもちよつと触れましたけれども、銀行局長との意見の相違が、時間的な關係でまとめることができなかったもので、この機会にお伺ひをいたしたいと思ひますが、御承知の通り、社内貯金というものは、戦前の貯蓄奨励のときに、町内貯金も含めて社内貯金というものが奨励されて、何の法律に基づいてということになしに、とにかく何でも貯金をさせればよいというので、町内貯金というふうなところまで発展をしていったわけなんです。従つて、そのときに、この社内貯

金が始まつたと記憶いたしておるのですが、こういうような野放しな預かり金の方法をとつて参りましたため、いろいろな法に基づかないところのやみ金融者が繰出したしまして、大きな問題になりましたのは、昭和二十七年でしたが、八年でしたか、保全経済会のあの不正事件が大きな問題となり、これが多数の国民に迷惑をかけた。こういうことから、政府の方をいたしましても、何とかこうしたやみ金融の取り締まりを行なわなければならぬというので、昭和二十九年六月二十三日、これは法百九十五号でございまして、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律がございまして、やみ金融の取り締まりを行なうことになつて、今日に立ち至つておるわけです。そこで、この社内貯金というものは、やみ金融の取締法の法文を見ますと、違反になるのじゃないか、私はこういうふうに考えるわけなんです。もちろん、貯蓄組合法ができておりますので、これを適用いたしました場合には、これは法違反ということにはなりませんけれども、これを適用せずに、戦前ながらのあのやり方で社内貯金を行なつておるものは、この出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律に違反をしておるのじゃないか、こういうふうに考えられるわけなんです。それと申しますのは、この法律の内容を見ますと、質屋が質法に基づいてやつておりますと同様に、ほかの法律に定められておるものはよろしいといひましたけれども、ほかの法律で定められておらないものは、何人といへども、業として預かり金を行なつてはならないんだ、こういうのがこの法律

の内容になつておるのですから、やはり社内貯金というものは、別段ほかに直接の金融の法律というものがなければ、ございまして、従つて私が判断いたしましたれば、業としてはならないということですが、しからば、社内貯金というものは業であるかどうかということなんです。それで、この業というものの解釈は、反復継続式のものを業という、こういうことになつております。社内貯金を見ますれば、今月も来月も再来月も、同じような金額を預金しておるのですから、これは反復継続式のものであるから、やはりこれは業であるということになれは、いかなるものといへども、ほかの法律に定めのないものは、この法律の違反になる、こういうことになるわけでございますので、やはりこの点を明確にしたいだきたいと思ひます。国民貯蓄組合法に基づくものはよろしいということなんです。国民貯蓄組合法によらない方法で社内貯金をしておるものは、やはりこの取締法に違反をすることになるので、この点の指導をやはり大蔵省としてもしていただくなくてはならないと思ひますので、この点について明確な御回答をいただきたいと思ひます。

○佐竹説明員 ただいまのいわゆる社内預金でございますが、この社内預金と、先ほど先生御指摘になりました出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律、この關係がいかなることになるかという点でございまして、この点につきましては、いわゆる他の法律に特別の規定があるかないかというところが、この法律の第二条で問題になるわけでございますが、この点につきましては、いわゆる社内預金というものの法的根拠をいたしまして、労働基準法がございまして、御承知のように、労働基準法の第十八条におきまして、社内預金に関する規定を設けておるわけでありまして、これが第一点。さらに申しますれば、いわゆる出資の受け入れ等に関する取り締まりの法律でございますところのものは、不特定多数の人から受け入れるということでございます。社内預金につきましては、ただいま申しましたように、労働基準法に規定を設けられておりますのみならず、これはいわゆる使用者と従業員との間における特定の契約に基づく預金の受け入れ、かようなことになつて参りますものから、いわゆる不特定多数ということにはならないといふたうなことで、また、出資の受け入れに関する取り締まりの法律の、何人も預金の受け入れをしてはならぬといふものには該当しないという解釈でございます。ただいま先生から、貯蓄組合法に入つておれば合法性を取得するのではないかというお話がございまして、この点につきましては、貯蓄組合法の適用を受けて預金のあつせんをするといふことは、必ずしも本質的な問題ではない、かように考へております。

○田口(誠)委員 貯蓄組合法によるところの貯蓄組合を作つて、そして社内貯金を行なう場合は、これは貯蓄組合法の二条に明確に出されておるから、私はこういう法律の出し方そのものについては疑義はありますけれども、現在法文化されておるのですから、これは違法ではない、適法だ、こういうふうに私は申し上げておるのです。ただ、し、そうでない場合には、今の御回答では、労働基準法の十八条に基づいてよろしいんだ、こういうことなんです。この十八条の問題は、これは強制貯金を禁止させるという条項であるわけですが、それと申しますのは、戦前からありましたところの社内貯金を行なつた場合に、その後会社が倒産したりして、預金をしておつた従業員が損をしたという例もございまして、また、預金をしておつても、出そうと思つたときに、会社金がなくて預金をおろさせてくれないというふうな不便さもあつたわけなんです。こういうふうなことではいけないので、労働基準法そのものはやはり労働者の保護立法でありますから、この保護立法の中に強制貯金の一つの規制が載せられておるわけなんです。それで、この労働基準法の十八条を讀んでいけばわかりますように、社内貯金を行なう場合には、預金者が金をおろそうとしたときには、すぐおろしてやらなくてはならないんだ、もしおろしてやらないような行為を行なつた場合には、その預金に對しては中止を命ずるんだということ、それから預かる金につきましても、少なくとも年六分の利子をつけなければならぬんだ、こういうふうな、これは労働者を保護するところの一つの保護立法であるわけなんです。従つて、このやみ金融の取締法というものは、労働基準法のできたあとにできた法律でありまして、それでは、戦前からの慣行でやつておつたものを、労働者を保護するために、労働基準法の十八条が設けられておるわけなんです。従つて、十八条が設けられておるけれども、昭和二十九年にこのやみ金融の

取締法ができましたために、今まで行なつておつたところの社内貯金というのは、金融関係の法律には別に定めがないわけなんです。ただ、保護立法に、そうした金融関係のことが労働者を保護するためにできておるのであって、金融関係の法律には全然ないわけなんです。それで、ここに、ほかに法律で定めのないものについては、業として何人もやつてはならないという、このことは、その方の法律でいろいろの法文があるといつて、それが合法的であるというわけなんです。あくまでも金融関係は、やはり金融諸法律の中に規定されておらなければならぬわけなんです。ところが、その法律に規定されておるのは、ただ国民貯蓄組合法、これがただだけでありまして、従つて、この国民貯蓄組合法によつて、この貯蓄組合を作つて預金をする場合には、これは適法であるけれども、そうでなかつたら、これは適法でないといふことなんです。あなたの今の御答弁は、専門家としてはまことに不要領の答弁だろうと思ふのですが、なお一度その点についてわかるようにお聞かせを願ひたいと思ふので

す。

○佐竹説明員 たいだいま先生が御指摘になりましたように、労働基準法第十八条の規定、これは強制貯蓄の禁止の規定である、これはまさに御指摘の通りでございます。と同時に、いわゆる多年慣行として労使の間に行なわれておりました、こういった社内預け金というのについて、労働者の保護を行なうといふことをねらつたものであることも、これまた御指摘の通り

でございます。私も、その点について、全く先生と同じ解釈をいたしておるわけでございます。ただ、ここで問題になりますのは、いわゆる出資の預かり金の方の法律の第二条の解釈でございます。これは、先生は、いわゆる他の法律とは金融法規でなければならぬのではないか、かようなお話かと存するのでございますが、これにつきましては、必ずしもそう狭義に解することはないのではないかと。もちろん、金融法規という形で参りますことが、事の性質上いわゆる第一の筋道で、かように考えるわけでございますけれども、さればといつて、それ以外の法令の根拠をすべてこれが排除しておるというふうに解するのは、いささか解釈を狭くし過ぎるおそれはないかどうか、かように実は私も考えるわけでございます。この第二条の解釈につきましても、先生御指摘のように、実はやはりいろいろ問題はございまして、そこで、私もいささか悩んでおります。かねがねこの法律の主管省でございますが、見の交換をいたしまして、今日におきましては、政府内部における解釈は、ただいま私が申し上げましたような点において統一をいたしております。この法律施行以来、終始一貫実はそのような取り扱ひをいたしておるわけでございます。

さらにつけ加えて申し上げますならば、現在勤務先預け金は、いわゆる国民貯蓄組合法上におけるいわゆる職域貯蓄組合といふことになっておるわけでございます。今回の法律改正におきましても、引き続き職域貯蓄組合というところで取り扱われて参ることになっております。しかし、かりにそれでは将来貯蓄組合法の適用がはずされた場合には一体どういふことになるか、今の解釈で参りますと、貯蓄組合法の対象外になるとすれば、直ちにこれは預かり金の法律違反であるから違法である、こういうことに結論としてはなるわけでございます。それは実際問題として必ずしも現実と合わない。これは法律論と同時に、実地論としても、そこに必ずしも問題が起つてくると思ひます。私も、国民貯蓄組合法の規定、これはもちろん先生御指摘のように、さらにこの合法性を強める意味において力を持つといふことは、おとしやる通りと思ひますけれども、それがなくては成り立たないものだというふうには実は考えておりません。それは、もしそう考へるといたしますと、出資の預かり金の第二条の解釈を非常に狭く限定することになりはしないか、かように実は考へてゐる次第であります。

○田口(誠)委員 やみ金融取り締まりの法律はできておりましたが、従来の慣行で行なつておるものは、拡大解釈で認めていく必要がある、こういうことなんです。これは社内貯金によらず、慣行を認めていくという方針というものは、拡大解釈していつてよろしいのですか、どうなんですか。

○佐竹説明員 私の先ほどの御説明、ちよつと言葉が足りませんでした、例の保全経済会の問題、これが非常な混乱を起して、出資の預かり金の法律を生むに至つた動機でございますが、その当時は、もう先生先刻御承知のように、例の匿名組合という形をとりました、実際に金を預かつておつた

わけでありまして。従つて、匿名組合によるわけでございますので、その預かり金についての規制というものは、何ら当初から法律が予定しておられません。そういう法の盲点について保全経済会がやつておつたわけでありまして、そういうものはこの法律によつて嚴重に排除しなければならぬ。一方、それでは勤務先預かり金の方はどうかと申しますと、これにつきましては、先ほど来先生も御指摘のように、労働者保護のための規定が設けられておりました、預金を扱います場合には、従業員の組合があればその組合との間の契約、組合がない場合には従業員の過半数の同意があつて、それが契約するといふことがありまして、しかも、その契約するだけではない、それを主務大臣に届け出なければならぬ、また、実際に預かり金をやります場合には、その預かり金の管理規定はつきりと設けなければならぬ、これを従業員に明示するように工場等に掲示しなければならぬ、さらに何か不始末などが起るといふようなおそれがあれば、監督官庁は随時その預金の管理中止命令を出すことができる、中止させた場合には、直ちにこれを返還させなければならぬといふように、非常な預金管理に関する規定を設けておるわけでございます。そういうような状態のもとにおけるものは、これは保全経済会といつたようなものとは本質的に様相を異にいたしてゐるわけでございます。そういう状況でございますので、私は、ただ慣行なるがゆゑに拡大解釈をするといふ意味では決してございませんで、はつきり法的根拠もあるので、預かり金の第二条の解釈上これは入つて参ります。かように実は申し上げておる次第でございます。

○田口(誠)委員 二条の条文を何回読みかえて解釈しようと思つても、私は解釈できぬわけですね。あなた解釈できるなら、この文句がこうなんだといふことをはつきり御答弁いただきたい。

○佐竹説明員 先ほど来るの申し上げておるわけでございますが、第二条「預り金の禁止」の規定の中に、「業として預り金をするに於て他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」といふことでございまして、他の法律に特別の規定があるかないかといふことが、一番のポイントであらうかと存じます。さらに付随的には、業としてやるかやらないかといふ問題ももちろんございまして、やはり一番大事な点は、他の法律の規定があるかないかで、それにつきましても、ここでは労働基準法第十八条の規定がございまして、そのことを申し上げておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 その答弁はいまいちなんです。この第二条に、社内貯金を行なつてもいいといふように解釈される文句は全然入つておらないといふことなんです。それから基準法の十八条の場合は、この規定の前に社内貯金ができるのだという前提がなければならぬわけなんです。この十八条の内容は、社内貯金ができただけの場合に、労働者を保護するために、この文句が羅列してあるものであつて、その前に社内貯金ができるのかできないのかといふことについては、この十八条には何ら関係がないわけなんです。従つて、ほかに定めがないといふことが、これははつきり

りとなしわけなんです。だから、この労働基準法の十八條は、あくまでも保護立法であつて、預金ができるのだという前提のもとにこの法文はできておるのであつて、できるかできないかというところは、ただいま申しましたところの出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律によつて判断しなくてはならないと思ふのです。その判断は、第二條によつてしなくてはならない。第二條は、特別に質屋に質屋法があるとか、こういう法律があるものはよろしいけれども、その他のものは、何人といふことも業として行なつてはならないのだといふことなんです。そうして業といふ解釈は、反覆継続式のものだといふことなんです。反覆継続式のものだといふことなら、社内貯金をつくりのものとあつて、これはやはりやつてはならないのだといふことになるのだから、労働基準法の保護立法の中へ入る前に、やみ金融の取締まり法の中に社内貯金が入るからならぬかといふことが問題であつて、それで、この法文の中のどこでもいいが、解釈できるところがあれば、御説明をお願いしたいと思います。

○佐竹説明員 つまり、預かり金をするに於いてのいわゆる権能規定と申しますか、その受け入れに於いての権能を付与する規定がないではないか、してみれば、これは二條に入らぬ、こういう御指摘かと思ひます。これにつきましては、御指摘のように、従来いろいろ論議のある点でございます。先生の御指摘も、まことにございともな点があると思ふわけでございますが、それにつきまして、労働基準法の第十八條は、預かり金をするに於いてのいろいろな管理の規定を設けております。従ひまして、おっしゃるような権能付与の規定を正面から出して書いてあるところは、御承知の通り労働基準法に関する限りございせん。ですけれども、権能を付与するものがないからといって、直ちに今の基準法十八條がここにいくところの他の法律に該当しないかどうか、つまり、預かり金の管理の規定を設け、主務大臣に対するいろいろな届け出の規定を設け、主務大臣の監督の規定を設けておるといふことは、これまた裏を返せば、そういう預かり金を法律が認めておるといふふうにも解されるわけでございますが、その点につきまして、先ほど申し上げましたように、従来いろいろの議論がございます。そこで、私も、この法律を制定いたしましたときに、法務省との間に十分論議を尽くしまして、論議の末、先ほど来私が答え申し上げておるような解釈に、法務省と大蔵省の間で一致して、実は今日に及んでおるといふ状況でございます。

○田口(誠)委員 もう少し頭を整理してもらいたいと思ひますことは、労働基準法のできたのは、やみ金融の取締まり法ができたよりずっと前なんです。これはなぜできたかといへば、私は繰り返して申さなくてはならないから、あまり申し上げませんけれども、戦前から、貯蓄奨励で町内貯金を含めて社内貯金といふものがなされておつた。しかし、この社内貯金といふものにかこつけて、経営者が一つの金融の策として、労働者から強制的に貯金をさせるような方法をとつた。これが一つ、それから預金をした場合に、金が出したくても出せなかつたというやうなことがあつたといふことが一つ、それから途中でその会社が破産をして、預金をした労働者が損をしたといふことが一つ、こういうやうなことがあつたから、それではいけないからといふので、労働基準法によつてそうした点を解消するために、この保護立法といふものはできてゐるのです。これはそういう経過から、ずっと前にできてゐるのです。そのあとにやみ金融の取締まり法といふものが二十九年にできて、そしてこの中の第二條には、別に法律で定めてないものは、業として何人もやつてはならないのだ、業の解釈は反覆継続式のものである、こういうことになつてゐるから、以前からやつておつたところの社内貯金といふものは、このやみ金融取締まり法の違反になるのだから、それで大蔵省としては、せつかくあとから改正されたところの国民貯蓄組合法を適用して、国民貯蓄組合法による貯蓄組合を作つて、そしてこの社内貯金をやらせるのなら合法であるけれども、そうでなかつたら違法であるから、大蔵省としては、あくまでも国民貯蓄組合法を利用するやうに指導されるべきが当然であらうと私は思ふのです。こういうやうな点は、労働省とも相談しておやりにならなくてはならないと思ふのです。あなたの言われるやうに、法文の文句には書いてないけれども、これを審議するときに、そういうやうなことを何か判断の上においてこの法文を作つたのだと言われるが、そらだとするならば、どこかに解釈例とか何かで、社内貯金といふものに對する考え方が載せられておらなければならぬ

のですけれども、そういうやうなものは一切ありません。私はこれのできる当時の議事録も読みましたけれども、これは読み落としたかともわかりませんけれども、私の見た範囲では、そういう点に触れられておらないわけなんです。今のあなたの御答弁とは違ふわけなんです。そういうことが事実あります。

○佐竹説明員 先ほど来申し上げておりますように、結局第二條の解釈の問題でございます。そこで、第二條の解釈として、ただいま申し上げておりましたやうな労働基準法の規定といふものが、入つてくるかこないかといふことでございます。その点を法務省との間で十分相談の上で、法務省の解釈もこれは入るのだといふことを確定して、今日に至つてゐるということも申し上げてゐるわけでございます。

○田口(誠)委員 私は半ばまでやめてくれといふことであつたから、これはちよつと結末はつきませんが、ただいまの御答弁からいいますと、どうしてこのいわゆる社内貯金そのものは、この取締まり法の違反になる、これははつきりなるわけでありませう。ならぬとすれば、条文で何か私に、これのことがあるからこれは違反にならないのだといふ説明があれば別ですけれども、そういう説明はないわけですから、それからこの法律を作るときに審議は十分尽くされておると言われるけれども、私はその当時の議事録では見当たりません。従つて、私は、これははつきりと違反になると思ひます。これはまたいつかの機会にやりますが、あなたの方としても、言へば言ひっぱりで、何でもかんでも、理屈の通らぬ

ことでも通そうとするやうな答弁はやはり通りません。それで、せつかく国民貯蓄組合法ができており、これに基づけばいいといふことになつておるのだから、この線で指導されることが私は正しいと思ふのです。これがあるにもかかわらず、これに基づかないものでも、昔からの慣行だからいいのだとか、取締法のできる前の保護立法があるから、これにかこつけていいと言われるけれども、預金をしてもいいのかわいのかといふことは、この保護立法の適用を受ける前の問題であるわけなんです。その前の問題は、やはり取締法の二條には明確になされておらぬといふことなんです。これははつきりしておるのです。あなたの方が幾ら言ひつづられても、これははつきりしておるのです。私は将来の宿題としておきますが、もう少しこういうやうな点は明確にしておいていただかなくてはならないと思ひます。今の労働基準法にあるやうな一つの保護的なものがほかにできれば、これはやはりやつていくのだといふやうな解釈が拡大されていくのだから、せつかくやみ金融の取締まり法を作つて、やみ金融によつて受ける被害から、これは国民の利益を擁護する一つの法律なんです。この法律で完全に国民の利益が守られるやうな方向に持つていくのが、当局者の当然の義務であらうと思ひます。それは当然のことであらうと思ふのです。従つて、そういうことから、私は宿題としておきますが、ただいまの回答では私は満足しません。ちよつと私の質問は半ばまでという約束でございますから、中途で残念ですけれども、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。ま

と思います。たとえば、その商社は、何とかして更生をしたい、荷物が入らなかった、しかし約手は出した、期日がきた、なかなか払えない、しかしながら自分は、店をつぶせばそのまゝになつてしまふわけなので、つぶしたくない、倒産したくない、だから、これは商社中金に、どうでしょう、三年払いぐらゐでその金を落とすようにしてもらえないものだろうかという救済方を依頼しているわけなので、そうしたら、商社中金ではなかなかむずかしいことを言つて、担保を設定せよと言ふことです。商社です、担保はなかなかそれに該当しないかもしれない。しかし、銀行から借りることはできるわけです。しかし、銀行で貸しても、これはただで貸しておくわけにいかない。利子がつく。大臣は中小企業を育成するということが常日ごろ何へんもおっしゃつていたわけですが、これは今の資金調整のために、中小企業へ流れてくる親会社の金とまつて、そのために起きている一つのしわざだと思ひます。こういうことに対して、自分の店をつぶさないで、倒産させないで、しかし、自分はお金を払うのだ、こういう誠意を持つている者の救済方法というものはないものでしょうか。それをお聞きしたいのです。

○水田国務大臣 個々のケースを見ましたらいろいろあると思ひますが、全般論としては、この金融の引き締め対策といふものにはいろいろ問題がございまして、設備投資を抑制するとか、内需を押えるという目的からの締め政策であります以上は、これは単に金融の引き締めだけでは達成できないものでございまして。従つて、その背後においてやはり強い行政指導をする必要がありまして、この方がむしろ有効だと考えています。昨年は、六月に民間の設備計画の吟味を私どもはやりましたが、これは少しおそかつたと思ひますので、今年はすでに通産省、大蔵省、日銀は今始めておりますが、まず行政指導によつて、不急な設備を抑えていくといふことをやる方が實際的でございまして、ことしは相当強力にこれをやるつもりでございまして。昨年これをやる程度でありました。もしそれをやらないで、すぐに金融の引き締めへ入つた場合には、これは中小企業に金融のしわざが寄つてしまふことはつきりしてあります。三十二年の経験から見ても、こういう点は顯著なことではございまして、引き締め政策をとつても、大企業が力づくで資金を使うという状態を抑えただけの準備をしておかなければいけませんので、去年は引き締めの時期がおくれたようございまして、実際は六月からずっとその仕事をやって、そうして一応の目回しをしてから金融引き締め政策をやりましたので、この点は比較的にうまくいつていと思ひます。普通なら、中小企業と大企業の使う資金出しの率が大きく変化するはずでございしますが、私どもは、中小企業向けの資金量を落とさずに指導も事前に十分しましたので、あれだけの引き締め政策をやつても、御承知のように現在比率は落ちておりません。引き締め以前との比率を維持しております。むしろ、中小企業部門への貸し出し率の方が多くなつてゐる。しかも、中小企業専門の金融機関の貸し出しは、昨年の

同期に比べて三割、四割ふえておるといふような状態ではございまして、設備をやらないう中小企業にこの設備抑制のしわざを寄せないという配慮は十分にしております。また、政府関係機関からも相当の追加融資をやつておりますので、今のところは、中小企業金融問題に関する限り、これは私どもが予想しておつたよりも割合に順調に時期を切り抜けてきているのじゃないかと思ひます。倒産件数といふようなものも、私どもは非常に気をつけておりますが、昭和三十四年、三十五年の景気のいいときの倒産件数よりも、統計はつきり減つております。三十六年度は非常に少なくなつておる。不渡り手形の発生率も、去年までは一%以上の不渡り発生率を持つておりましたが、三十六年度はこれよりおるかに減つて、〇・何%といふふうには不渡り手形の発生率も落ちておるといふことで、これだけの金融引き締めをやつたのに、現にそういう傾向が出ておるといふことは自身は、ある程度中小企業金融に私どもが骨を折つたことが現れてゐるのじゃないかと思ひます。従つて、一般の中小企業金融については、一―三月の危機は確かに切り抜けてきたと思ひますが、問題は、むしろ大企業の金融にしろ寄せられてゐるといふのが現状だと思ひます。これは設備投資を抑えるといふことからきたらほんとうの姿でございしますが、これがあつて、きつたために、今度は大企業の系列下の中小企業への支払いといふものが、あなたのおっしゃられるような傾向を今示してきてゐることは事実でございまして。これに対する対策が、むしろ

今の段階では必要になつてきてゐるのじゃないかといふふうに見ておりますので、これは、私ども二月に日銀のオペレーションをやりましたし、そういうようなことによつての緩和も相当はかつております。四月の月は散超预期でもございまして、情勢を見ていろいろやれば、何とか四月には金融の問題は起こさずに済むと思ひますが、またそのあと揚超期に入つてきますので、そういうときには、今のような金融事情は、常にこの推移を見ながら必要な措置をとることによつて、中小企業への支払い遅延という現象だけは避けたと思ひます。大企業がこのごろ百八十日の、たとえば八幡製鉄、そういうところからの手形がそろつてゐるという御指摘も、国会で野党の委員の方々からいろいろ受けましたので、この点は私どももすぐに民間の調査をやりましたが、大企業がまだ百八十日の手形を出すというふうな事例はございせんし、この点については公取委員会にもお願いして、こういうものの監視を十分にしてもらいたいといふことで、政府内でも協力してやつておりますが、まだそこまでにはいっておりません。そういう傾向は確かに今後見られると思ひますので、この点は十分善処するつもりでおります。

○石山委員 それはそれとして私は容認申し上げましよう。しかし、銀行局長にお願いした方がいと思ひますが、財務調査官でもいいです。現実には私がさつぱり例を引いて申し上げたことが進行しつゝあると思ひます。しかも、日銀の總裁の御意見を聞きますと、六月以降でないと買ひオペレーションはやらぬと言つてゐる。そうしますと、その間五月、六月といふふうな格好で、四月の末から五月といふのは、中小企業にとつては非常に深刻な問題が出る。さきにも申し上げましたように、旧来の商業道德からして、荷物が来なかつたけれども、メーカーに手形を切つた。しかし、そのまゝになつて、決済の時期が来たために、どうしても銀行に払わなければならぬ。その金が三千万円だと仮定して、中小企業が払わなければならぬ。しかも、荷物は一つも受け取らなかつた。しかしながら、この商社は、自分の名が惜しいために、その手形をば自分で引き受けようとしてゐるわけですね。そういう場合に、三年間の分割払いをしたいと言つてゐるが、商社中金ではかなり強硬な御意見で、相当した担保がなければならぬとか、いろいろなことをその中小企業に言つてゐる。そこで、そういう場合に、普通の商社であれば、手形を払わなければ会社は事実的につぶれるわけでしょう。不渡り手形を出せばつぶれてしまふ現状なんだ。これは政策の一つの指導的な不備からつづれてしまふ。だから、その商社は善意を持つて三年間かかつて払うと言つてゐる。荷物は一ぺんも来ておらないにかかわらず、払うと言つてゐる。そういう善意のあるものに対して救済の方法が銀行にはないものか、そういうことをお聞きしてゐるわけですね。

○佐竹説明員 個別的な個々の取引の問題でございまして、そのときの信用力とか取引の状態とか、いろいろな複雑な条件がございまして、一がいにただいまの御質問に対して、そのものずばりのお答えはなかなかむずかしい

と思われたいと思いますが、ただ、一般的に申せまことは、商工中金でございますと、短期の運転資金の融資というものが非常に多いわけでございます。一方、中小企業金融公庫というものが先生御承知のようにございます。ここでは比較的長期設備資金、もしくは運転資金でも長いものというところでございます。従いまして、それぞれ金融機関に特色を備え、それぞれバリエーションを持ったものがいろいろございます。そのほか、相互銀行、信用金庫、その他中小金融のためのいわゆる専門的な金融機関というものは、決して商工中金だけではございせん。でございますので、それらの各種の機関を十分に御利用いただくということに参る以外にはないのではないか、かように考えております。

○石山委員 その答弁じゃ救済の答弁にならぬと思う。救済の方法を探すべきでございぬかというのです。これで時間をつぶしては、暫定手当の話がでなくなるのでございせんが、そういうふうな善意を——その店をつぶせば払わぬで済むのです。それで第二会社を作つてやつていけばいい。だが、それじゃ商業道德にもとるからというので、本人は一べんも品物を受け取らないにかかわらず、三千万円なら三千万円のお金を自分が払うと言つてゐる。しかも、三年間かかつて払うからと言つてゐる。そういう場合には、銀行に対しても特別な低利の方法というものをやはり探し出す必要があるのではないか、めんどろを見てあげるといことが行政措置の中で——これから四月の末、五月というふうに中小企業は困つてくるのです。日銀は六月以降で

なければ買ひ入れをやらぬといつておるのですから、どうしても金融はこれ以上引き締められてくることは当然なんです。だから、その救済を考えてもらいたい、こう言つてゐる。まあ、事実問題としては、今話しているひまがないから、救済の方法を探しようという行政指導をしていただきたい、こういうことです。

次に、大臣にお伺いしますが、私が特に申し上げたい点は、去年の十二月十四日に、人事院が暫定手当の整理の勧告をしてゐるわけです。十二月十四日といえば、予算にかかつてゐる時期でございます。それから、人事院としては、十分これは本年度の四月から実施になれるだろうというふうに考えてやつたものと私は思ひます。しかるに政府——と申しましたも、特に難色のあつたのは大蔵省であつたといつておる。大蔵省がこの問題について不賛成を唱へ、予算化をはばんだ原因は一体どこにあるか。人事院勧告というものは、慣行上からして予算化せざるを得ないわけですが、これはいつごろおやりになるという考え方で今日まで参つてゐるのか。その二点。

○水田国務大臣 人事院の勧告は、なるべく早い機会にやれということでございます。私どもも今なるべく早い機会に実施したいと考えています。三十七年度の予算にこれを考えなかつたのは、御承知のように、この勧告は、底上げ方式によつて給料に繰り入れろというところでございますが、それとしますと、官民給与の格差を縮めるための給与改定の実施を十月にしたばかりでございますので、すぐにそのあとでこつち底上げ形式の給与改定をや

ることは、これは人事院が勧告したことに人事院自身も矛盾する形で、官民の格差を今度はふやすということになるわけなんです。ですから、人事院もそこを考へて、なるべく早い機会にいつて、時期を指定しなかつたと思ひますが、そういう意味におきまして、私もは来たるべき今度の人事院の官民格差の調査の結果を待つて、それから善処することが好ましいというふうに考へましたので、当初予算の中にはこれを一切考へておりませんでした。

私は、昭和何年でしたか、与党の政調会長をやつてゐたときに、この問題は解決すべき問題だと考へまして、三段階でした。当時地域給がございまして、その一段階ずつベース・アップのときを見てこれは本俸に繰り入れという措置をとつて順次解決したいといふので、第一回だけ私はやつた記憶がございせん。政府に要望してやらせたのでございせんが、そのあとそのまゝになつて今日まで置かれてゐるという実情でございせんので、引き続き私も積極的にこの問題を解決したいと思つております。これは実際問題としますと、やる時期は、やはり給与を具体的に直すといふときに合理的にこれをやる、一挙にやるか、あるいは一段階ずつ年次計画によつて繰り入れをやつていくか、この方法はいろいろあると思ひますが、そういう時期でないといふものの具体案というものはできないと考へましたので、三十七年度の当初予算には考へませんでした。これは次の一番いい機会を見て順次解決していきたいと思つております。

○石山委員 底上げだから民間と官との格差が云々という言葉で、人事院は施行期日を明記しなかつたといふふうにおつしやつてゐますが、施行期日を明記した去年の勧告を、あなたの方ではずつと十月まで流したじやございせんか。ですから、その穴埋めを何ぼでもしてあげなければいけませんので、池田内閣の経済政策の不備を補ふような格好で、人事院はこの暫定手当を去年の年の終わりに出したといふふうにわれわれは考へてゐるわけなんです。ですから、大臣がおつしやるような考へで施行期日を明記しなかつたといふことではない、逆だと思ひます。

去年、施行期日を明記して、それが十月に実施をされてゐる。ですから、たとえば民間の場合の給与をいろいろ算定をして、それを実施に移すわけですが、いつの場合でも半年以上延びてゐる。ことしだつて、最近の物価指数を調べれば、八・九割くらいすでに上がつてゐる。ですから、こつちの意味では、私はちよつと大蔵省の皆様もの考へ方が、非常に給与と人事関係といふものに対して弾力性がないし、あたたかみもない、それでいいけないと思ひます。人事問題といふものと給与といふものはくつとつてゐる。そして能率という形になつて表現されてくるわけですから、早い機会にということでは、人事院が勧告をするときがその時期だといふふうに私は考へてゐるが、いかがでございませうか。

それから、この人事院の案の内容については、いいとか悪いとかいふふうな考へ方ではないか。その二つ。○水田国務大臣 これは終戦後の食糧難のときに、みんな食糧を得るためにはやみ価格で買わなければならぬ、やみ価格が横行した時代にできた暫定給

手制でありまして、従つて、都会に住む人の方が一番この手当が多くなければならぬといふ形でつけられたと思うのですが、私はこれは逆だと思つております。むしろ、昔あつたと思ひますが、僻地に勤務する人には、交通費がかかるとかいろいろなこと、今となつてみれば、僻地手当をつけるというところは合理的ですが、都会地に勤務する者には特別の手当をつけるということとは、どう考へても合理的性をなくしておりますので、これは整理すべきものだと思つております。その整理の仕方は、今後いい先生が、財政上の事情によつては、わざわざ手当が多ければ一番悪い所に私は行こうといふくらいのことであつて、初めて教育水準の問題も解決されるのですから、僻地手当という考へが取り入れられるかどうかわかりませんが、そういう問題との考へで考へれば合理的な考へもできるのではないかと考へます。私個人としては今考へております。そうでなくて、ただ今まで手当のついてなかつたところの僻地の勤務者を、今までついていたが、ついでに人々とみんな同じく手当を本俸に入れるというところは、これこそ官民格差をわざわざこで大きくしていくといふことになりまして、そこらの調整というものも十分考へないと、これを解決する場合の合理性が出てこないという問題がございまして、これはもう簡単にやれない。簡単にやればもう解決していると思ひますが、今まで解決しなかつた問題だけに、これはむずかしい問題でございまして、三十七年度の当初予算にはその具体策は間に合はなかつた。これからわれわれは、これを

給与担当相とも十分に研究して、この具体案をこれから得たいというふうに考えておられますので、次にいろいろな機会があったとき、これを解決するのに最もいいという機会があれば、その機会をつかんで、徐々にこの問題の解決をしていきたいというふうに考えております。

○石橋(政)委員 時間がありませんから、私いろいろ意見を申し上げたいのですけれども、今の大臣の答弁の矛盾点だけ指摘して、ちょっと是正をしていただきたいと思います。

というのは、昨年の十月に公務員給与の改定をやった、ここで官民の給与の格差をなくしたばかりだ、その直後にこのように勧告が出てくることに矛盾があるという、人事院の方に責任を何かおつかふせたような言い方をしておられますが、これは認識不足もはなはだしい。十月一日に実施したのは政府の都合で、人事院勧告をすなおに実施しないで勝手にやったことなんです。人事院勧告の基礎資料になっているのは、官民格差は四月一日の資料なんです。だからこそ、五月一日からこの勧告は実施しないというふうに出されているはずだ。それを勝手に十月実施しておいて、人事院のやったことがおかしいというせりふは、まず取り消していただきたい。

それからもう一つ、政府が今度の暫定手当のこの部分についての勧告の実施期日を明らかにしなければ、今度人事院が作業ができないのです。十二月に勧告をした。おそらく政府は、勧告は尊重するといっているから、ことしの四月一日から実施するであろう、こういう想定で人事院は勧告をしている

はずです。これを忠実に四月一日から勧告を実施されておるならば、ここでまたことしの四月官民格差を調べて、新しい八月の勧告が出てくるのです。が、政府がのむのかのまないのか、いつからやるのかわからなければ、一体人事院はこの四月どういう調査をしますか。どういう官民の給与の格差を調べ上げますか。仕事ができなくなってしまうおそれがありますから、少なくともそれではいつ実施するのだということを明らかにしなければ、人事院の作業自体にも影響を及ぼすことを知っていたのだと思います。

この二点についてお答え願います。○水田国務大臣 あとは事務当局からお答えしますが、前の方は、これは私が言う言っていない。人事院の勧告が悪いときに出来たとか、こういうことを言っているわけではございません。勧告が出た時期が、ちょうど政府がその直前に給与改定をやったすぐあとであるので、その直後すぐこの問題を実施しようとするのは無理だったということを言っただけでございまして、人事院の勧告の出方が悪いとか、時期が早過ぎていたとか、おそ過ぎていたとか、そういうことを言っているではありません。

○石橋(政)委員 いや、そうじゃないですよ。十月一日に官民格差をなくしたばかりだ、今度の勧告を実施して底上げ方式をとれば、せっかく格差がなくなつたのに、またできる、こうおっしゃつたじゃありませんか。それはおかしいと言っているのです。格差をなくすために昨年の八月に人事院が勧告

したときの格差なるものは、昨年の四月の時点における格差ですよ。だから、大臣の認識はその点で誤りで、率直に認めたらいかでございませう。格差がなくなつたばかりなのに、この勧告を実施したら今度は格差がでる、この勧告を、さっきおっしゃつたこととは間違ひです。これはもう率直に訂正される方がいいと思います。

それからあとこの問題も、これは事務当局が言うべきことじゃないですよ。四月一日からこの勧告を実施されれば、底上げした公務員の給与とことしの四月における民間の給与との比較ができますけれども、今度実施しませんから、できないでしょう。そうすると、人事院は、一体あの勧告はいつから実施されるのだろうか、無視されるのだろうか、推定でこの八月の勧告を出さなくちゃならぬということになるわけですが、この点は事務当局の問題ではあります。大臣が政府の財政担当として、責任を持ったお答えをすべき問題ですよ。

○水田国務大臣 これはさつき申しましたように、私も解決について具体的な方法を十分研究するつもりでありますので、それと、また人事院の作業も始めていただくわけでございますので、その辺は合理的にやれるような措置については、十分私どもは善処するつもりでおります。

○石橋(政)委員 どうもこれは納得できません。しかし、時間がありませんので、きょうはこの程度にして、またあらためて質問をすることにいたします。

○中島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員長 本案に対し、内田常雄君外八名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案による修正案が提出されております。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行する。ただし、第四十九条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。」に改める。

附則第三項中資産再評価法第七十三条の改正規定を削る。

○中島委員長 本修正案について、提出者より趣旨説明を求めます。内田常雄君。

○内田委員 大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につき、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、読み上げのことを省略させていただきます。

その要旨は、政府原案の施行期日は四月一日でありますので、その日はすでに経過しておりますので、これを公布の日に変更、定員に関する改正規定につきましては四月一日から適用すること等でございます。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、修正部分を除いて原案の通り可決いたしました。

これにて大蔵省設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次会は、来たる十七日火曜日、十時理事會、十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会

〔参照〕
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十一日印刷

昭和三十一年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局